



第74回 定時総代会議案書

2021年7月2日

会議の目的事項

報 告 事 項

ページ

1. 2020年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、
連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 … (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件 …… (71)

決 議 事 項

- | | | |
|-------|--------------------------|-------|
| 第1号議案 | 2020年度剰余金処分案承認の件 …… | (72) |
| 第2号議案 | 2020年度決算に基づく社員配当金割当の件 …… | (73) |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 …… | (93) |
| 第4号議案 | 評議員選任の件 …… | (94) |
| 第5号議案 | 総代候補者選考委員選任の件 …… | (95) |
| 第6号議案 | 取締役11名選任の件 …… | (96) |
| 第7号議案 | 監査役1名選任の件 …… | (106) |

(ご参考)

- | | |
|--------------------|-------|
| コーポレートガバナンス基本方針 …… | (108) |
|--------------------|-------|

以 上

1. 2020年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

①総括 ～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて～

当年度の日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、それに伴う二度にわたる緊急事態宣言の影響により、個人消費を中心に極めて厳しい状況となりました。長期金利（10年物国債金利）は、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する中、おおむねゼロ%近傍で推移しました。

このような環境の中、当社は、人生100年時代をリードする日本生命グループとして、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という中長期ビジョンを掲げ、中期経営計画「全・進ーnext stageー」（2017ー2020）に全社を挙げて取り組んでまいりました。また、当社では、お客様本位の業務運営を経営計画の最上位概念として位置付け、お客様から信頼をいただくための各種取組を推進してまいりました。

当年度においては、4ー5月の緊急事態宣言発令下に営業活動を自粛する一方、8月以降は営業活動を本格的に再開し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と業務継続の両立に取り組んでまいりました。また、生命保険会社としての社会的使命を全うすべく、当感染症の影響を受けられたお客様の状況やお気持ちに寄り添えるよう、さまざまな対応も進めてまいりました。

業績面については、海外金利の低下や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業活動の自粛・制限の影響を受け、金融機関窓口販売向け商品の販売量が減少したこと等により、保険料等収入は4兆2646億円（前年度比△5.8%）と減少しました。一方、基礎利益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業業績の悪化に伴う国内の株式配当金の減少を主因として利差益は減少したものの、販売量の減少に伴う販売関係経費の減少等により、一時的に保険関係収支が増加した影響が大きく、6565億円（前年度比+1.4%）と増加しました。なお、販売量の減少は次年度以降の収益の下押しにつながる懸念があります。

また、自己資本^(注1)については、諸準備金の積み増し、劣後債務の調達により、7兆2743億円（前年度末比+5853億円）と増加しました。なお、将来の逆ざやリスクの軽減を図り、安定的な配当を実現していくため、2020年度から5年間で約5300億円の追加責任準備金の積み立てを計画しておりましたが、超低金利のさらなる長期化等に備え、金額を約7300億円に見直し、当年度は有価証券売却損益^(注2)も活用のうえ、3691億円を前倒しで計上しております。

ご契約者配当（個人保険・個人年金保険）については、超低金利の長期化等、厳しい運用環境が続いているものの、資産運用の高度化や追加責任準備金の積み増しにより利差収支の底上げに努めており、安定配当の観点から利差益配当は据置きとする予定です。また、危険差益配当については、国民死亡率の継続的な改善を踏まえ、みらいのカタチの死亡保障系の商品を中心に増配とする予定です。

連結保険料等収入は、当社単体や大樹生命の減収を主因として、5兆1901億円（前年度比△9.3%）と減少しました。また、グループ基礎利益^(注3)は、国内生命保険子会社、オーストラリアのMLCの減益を主因とし、6899億円（前年度比△0.8%）と減少しました。

(注1) 基金・諸準備金等（株式会社の資本金にあたる基金等に、リスク対応のために積み立てる危険準備金・価格変動準備金等の資本性の高い準備金を加えたもの）と劣後債務を合わせた額です。

(注2) キャピタル損益の内訳で、有価証券売却益と有価証券売却損を通算した額です。当年度は外国国債から外国社債への入替や、外国株式等の売却・入替により4670億円（前年度比+67.1%）となりました。

(注3) 日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の基礎利益、海外生命保険子会社・関連会社および国内外のアセットマネジメント事業子会社・関連会社の税引前純利益に、持分比率、金利変動要因の除外、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

【新型コロナウイルス感染症への対応】

新型コロナウイルス感染症を原因とする死亡や、医療機関の事情により自宅等で治療を受けられた場合について保険金・給付金の支払対象を拡大するとともに、保険料払込猶予期間の延長^(注4)や契約貸付の利息免除^(注5)等の「保険契約等の特別取り扱い」を実施しました。

4ー5月の緊急事態宣言発令下においては、営業職員は電話やメール等により、「保険契約等の特別取り扱い」のご案内に注力する等、お客様への丁寧な対応を優先に取り組んでまいりました。その結果、保険料払込猶予期間の延長については2万4千件、契約貸付の利息免除については20万7千件受け付けました。また、給付金請求等の各種手続きについては、ご自宅から外出することなくお手続きが可能なホームページやスマートフォンアプリをご案内する等、感染防止に留意した対応に努めてまいりました。

さらに、企業の資金需要にお応えする国内外の投融資や発展途上国への資金援助に資するソーシャルボンドへの投資、休業を余儀なくされた飲食店舗等のテナント賃料の支払猶予等、投融資の面からも取組を進めてまいりました。加えて、医療従事者の方々への支援として、医療関係機関への寄付やフェイスシールドの無償提供等を実施しました。

また、当社における新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「新型コロナウイルス感染症対策本部」^(注6)を中心に感染回避・早期発見に向けた注意喚起や罹患懸念時の出勤停止指示を徹底するとともに、テレワークの推進等、業務継続体制の整備に取り組んでまいりました。さらに、営業職員に対しては、訪問自粛^(注7)による営業活動への影響を踏まえ、雇用を守るべく、給与補償を実施しました。加えて、健康経営の観点から、新型コロナウイルス感染症を受けたメンタルヘルス不調の未然防止等の取組も進めてまいりました。

(注4) 2020年3月16日から9月30日の期間で受け付けておりました。また、2021年1月以降、一部地域において緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、対象地域で1月8日から7月31日の期間で受け付けております。受付件数は2021年3月31日時点のものです。なお、2021年4月以降、一部地域において緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、対象地域で4月25日から10月31日の期間で受け付けております。

(注5) 2020年3月16日から6月30日の期間で受け付けておりました。

(注6) 2020年2月に「新型コロナウイルス肺炎対策本部」を設置し、2021年3月に名称変更しました。

(注7) 2020年4月7日から5月31日まで営業職員による訪問を自粛しておりました。

②当社の当年度の概況

【個人マーケット】

(営業職員チャネル)

2020年4月に新商品「認知症保障保険“認知症サポートプラス”」^(注8)を発売し、お客様の幅広いニーズにより一層お応えするとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動様式・ニーズの変化等に対応すべく、お客様からのご理解を得たうえでの訪問による対面活動に、営業職員用スマートフォン^(注9)や画面共有システム^(注10)等のオンラインを組み合わせた販売活動に取り組んでまいりました。しかしながら、4-5月の緊急事態宣言発令下における訪問自粛の影響が大きく、新契約年換算保険料、新契約高（保障額等）、新契約件数はいずれも減少しました。また、営業職員の在籍数は、採用・育成の強化を通じた定着率の改善に取り組んだ結果、53663名（前年度末比+2504名）と増加しました。

(注8) 認知症の診断を受けた場合に加え、認知症の前段階である軽度認知障がい（MCI）の診断を受けた場合にも一時金をお支払いする商品です。

(注9) SNS機能やAIによる照会回答機能等を搭載した当社専用のスマートフォンです。2020年1月から順次導入し、4月から本格導入しております。

(注10) 営業職員用携帯端末「TASUKALL」の画面とお客様のパソコンの画面を共有し、オンラインで同じ画面を見ながら提案や手続き等ができるシステムです。2021年1月に、全営業拠点への配備が完了しました。

(代理店チャネル)

個々代理店の状況に応じて、訪問に加え、メールやWeb会議システム等も活用した商品研修を行う等、サポート体制の強化に取り組んでまいりました。4-5月の緊急事態宣言発令下における営業活動の自粛・制限の影響があったものの、新契約年換算保険料は、前年度、経営者向け定期保険の一時販売停止により大きく減少していたこともあり、増加しました。

(金融機関チャネル)

Web会議システム等を活用した商品研修を実施する等、金融機関がお客様のご意向に即したご提案を行えるよう、サポート体制の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、海外金利の低下による外貨建商品の販売量減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業活動の自粛・制限の影響等を受け、新契約年換算保険料は減少しました。

以上の結果、新契約業績については、年換算保険料は2099億円（前年度比△16.2%）、契約高は7兆2048億円（同△14.7%）、件数は399万件（同△19.9%）といずれも減少しました。また、ご加入から1年経過後の「継続率」^(注11)は96.1%（前年度比+0.4ポイント）となりました。

保有契約については、件数は3385万件（前年度末比+2.0%）と増加しましたが、年換算保険料は3兆7382億円（同△0.6%）、契約高は154兆8420億円（同△1.6%）といずれも減少しました。

(注11) ご加入から一定期間経過後に継続している契約の割合（保険金額ベース）です。

【法人マーケット】

企業・団体に対する総合窓口として、多様なお客様ニーズに対応すべく、対面とオンラインを組み合わせた活動を行い、企業・団体のさまざまな福利厚生ニーズに応じたタイムリーな情報提供や、幅広い商品を活用したコンサルティングに努めてまいりました。また、より幅広いニーズにお応えすべく、大樹生命やニッセイアセット

マネジメント、あいおいニッセイ同和損害保険との協業にも取り組んでまいりました。

団体保険の保有契約高は98兆7791億円（前年度末比+0.9%）、団体年金保険の資産残高は13兆6490億円（同+2.0%）といずれも増加しました。

【損害保険】

生命保険・損害保険両面からの総合保険サービスを提供すべく、生命保険の販売に加え、あいおいニッセイ同和損害保険の代理店として、ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」^{（注12）}や、自動車保険「タフ・見守るクルマの保険プラス」^{（注13）}をはじめ、損害保険のご案内も進めてまいりました。当年度に当社として取り扱った損害保険の収入保険料は2543億円（前年度比+7.6%）と増加しました。これは、豪雨や台風等の災害が頻発していることを受けた火災保険料の値上げの影響や、あいおいニッセイ同和損害保険との協業による法人のお客様への団体長期障害所得補償保険の提案等に取り組んだことによるものです。

（注12） 2018年11月に販売を開始した個人賠償責任補償を中心とする傷害保険です。

（注13） 2019年11月に販売を開始した、専用ドライブレコーダーで取得した走行データに基づき、安全運転の度合いを保険料に反映する自動車保険です。

【お客様サービス】

4～5月の緊急事態宣言発令下において、営業職員による訪問を自粛する中、お手続きをご希望されるお客様に対しては、内務職員も電話や郵送で対応する等、営業職員、内務職員一体でサービスを提供してまいりました。また、非対面を希望されるお客様が増加した中、営業職員がオンラインで対応可能なSNSや画面共有システムの導入を進めてまいりました。

高齢社会の進展を踏まえ、ご高齢のお客様については、とりわけ新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意したうえで、保険申込手続き時のご親族への契約内容の説明や「ご契約情報家族連絡サービス」^{（注14）}の登録を進める等、より丁寧な対応に努めてまいりました。また、近年、金融機関で販売する外貨建保険について、ご高齢のお客様を中心に申込時の説明が不十分だったとする苦情が増加傾向にあることを受け、2020年4月から利回りやリスク等をまとめたお客様向け動画の提供を開始する等、苦情縮減・抑制に向けた取組を推進しております。

さらに、お客様の利便性向上に向け、「日本生命手話通訳リレーサービス」^{（注15）}を2021年1月に提供開始しております。

（注14） ご高齢のご契約者によるお問い合わせが困難になった場合に備え、事前に登録いただいたご家族にも契約情報をお知らせするサービスです。

（注15） お客様がパソコンやスマートフォンのビデオ通話システムから、業務委託先であるミライロの手話通訳オペレーターに手話や筆談でご用件をお伝えいただくことにより、同時通訳で当社コールセンターにお問い合わせいただけるサービスです。

【資産運用】

当年度前半は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて企業業績の悪化懸念が継続し、株価は低位で推移していたものの、各国が景気対策として強力な金融・財政政策を打ち出したことや、世界的に停滞していた経済活動が徐々に再開し始めたことから、株価は堅調な推移となりました。当年度後半には、米国大統領選挙の結果や当感染症のワクチン開発・普及等をきっかけとして、早期の景気回復への期待が高まり、株価は一段高となりました。当年度末にかけては、米長期金利の上昇等を背景に為替は円安方向に振れたものの、国内の低金利環境は継続しており、厳しい資産運用環境が続いております。

こうした中、長期安定的な利回りの確保に向け、海外やクレジット領域、成長・新規領域への投融資の一層の強化に取り組んでおります。成長・新規領域への投融資については、2017年度から2020年度までの4年間で2兆円の目標を前年度中に達成しており、累計2兆7743億円となりました。内訳であるESG投融資については、2020年4月に7000億円の目標を前倒しで達成し、7月には環境・社会課題の解決に資するインパクト投資^{（注16）}を開始する等、累計で1兆551億円となりました。また、個々投融資先の状況等のきめ細かなフォローやフォワードルッキングなリスク管理^{（注17）}により、リスク対応力の継続的な強化にも努めております。

投資先企業に対しては、対話を通じて企業の発展に寄与・貢献するという考え方にに基づき、スチュワードシップ活動を推進してまいりました。当年度は、2020年3月にスチュワードシップ・コードが再改訂されたことを踏まえ、従来取り組んできた国内株式に加え、国内社債にも対象資産を拡大しました。なお、投資先企業との課題認識の共有やサポートに継続的に取り組むことにより、ガバナンスや配当性向をはじめとした論点の解消^{（注18）}が着実に進んでいます。また、環境・社会をテーマとした対話についても、継続的に強化^{（注19）}しております。

これらの取組を進める中、超低金利下においても引き続き順ぎやを確保したものの、利息および配当金等収入は、企業業績の悪化に伴う国内の株式配当金の減少を主因として、1兆3819億円（前年度比△3.1%）と減少しました。

（注16） ESG投融資の一種で、経済的リターンの獲得と併せて、投資先企業がもたらしたSDGs達成への貢献等の環境・社会的インパクトを定量的に評価する投資です。

(注17) 収支や財務健全性への影響が大きいと想定される潜在的なリスク懸念事象を洗い出し、必要な対応策を検討・実施するリスク管理手法です。

(注18) 2017年7月時点で重要な論点があった企業について、2020年6月時点での論点解消率は半数以上の55%です。

(注19) 2019年7月から2020年6月の期間で、310社（前年同期比+115社）と環境・社会に関する対話を実施しました。

【デジタル・イノベーション戦略】

2019年度から「日本生命デジタル5カ年計画」を開始し、デジタル技術を活用したコンサルティング力の向上、サービス提供体制の高度化、新たな商品やチャネルの開発等の検討を進めるとともに、デジタルトランスフォーメーションに伴うリスクの抑制に向けたガバナンス強化にも取り組んでおります。

2020年4月に、先端ITを活用したソリューションやサービスに関するグローバル調査、投資活動および専門性や多様性に富んだ国内外協業先との新規事業開発等を推進する観点から、オープンイノベーション拠点として「Nippon Life X」^(注20)を立ち上げました。さらに、8月には、スタートアップ企業等と共有のワーキングスペースが具備されたオフィスに移転し、社外のさまざまな事業会社とともに取り組む新たな事業・サービスの開発等を加速しております。また、イノベーション文化・風土を浸透させるべく、新規ビジネスのアイディアを募集する社内起業プロジェクトを立ち上げ、400件を超える応募の中から案件を精査のうえ、事業化に向けた検討に着手しております。

(注20) 社外の先進的な技術やノウハウから生まれる革新と当社の伝統を掛け合わせ、新しいビジネスを創出するオープンイノベーション拠点です。

【「保険+α」の価値の提供】

将来の社会構造の変化を見据え、保険の領域に隣接し、当社グループのノウハウや経営資源をいかせる「保険+α」の価値の提供に努めてまいりました。

（子育て支援領域）

2020年8月に、当社子会社であるライフケアパートナーズが運営する企業主導型保育所の空き状況と企業の保育所利用ニーズを仲介する「えんマッチ」を「子育てみらいコンシェルジュ」に名称変更し、検索機能の強化や保育所情報の拡充等の利便性向上に向けたリニューアルを実施しました。当サービスは、50の企業、約380の保育所にご利用いただいております。

（ヘルスケア領域）

企業・団体等に対し、「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス“Wellness-Star☆”」の積極的な提案に努めており、166の企業・団体等に導入いただいております。また、2018年から地方自治体等の協力のもと効果検証を進めてきた「糖尿病予防プログラム」^(注21)を2020年7月から有償サービスとして本格展開しており、健康寿命の延伸に向けた取組を進めております。さらに、魅力あるヘルスケアサービスの開発に向け、2021年1月にM I C I N^(注22)と業務提携を締結しました。

(注21) 身体の状態を測定する機器等を活用し、参加者が自身の体調をセルフモニタリングしつつ、保健師等が遠隔で生活習慣の改善指導を行うことで、糖尿病の発症を予防するプログラムです。“Wellness-Star☆”のサービスラインアップの一つとして提供しております。

(注22) 患者と医療従事者をオンラインでつなぐアプリケーション等を提供しており、医療ヘルスケア分野で豊富な知見と優れた技術を持つ企業です。

【コーポレートガバナンス】

「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うするため、不断の取組として、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の継続的な発展に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年7月の定時総代会においては、総代や当社役員・職員の安全の確保と適切な議事運営を最優先としつつ、全国の支社等も会場とし、多くの総代にお越しいただくとともに、支社等で参加の総代からも質問を受け付けました。さらに、2021年1月から3月にかけてWeb開催と書面開催で実施したニッセイ懇話会においては、幅広いご契約者に出席いただき、ご意見・ご要望を頂戴しました。

【リスク管理・ERM】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、政治・地政学リスク等による資産運用環境の変動、サイバー攻撃の高度化・複雑化、グループ事業の拡大等、当社の事業環境の変化を的確に把握し、各種リスク特性に応じた管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行ってまいりました。

また、当社では、経営計画の策定およびそのPDCAにERM^(注23)を活用し、健全性の確保を前提としつつ資本効率も意識した経営を行っております。各グループ会社においても、中期的なリスクテイクや資本政策の方針に基づき策定した計画に取り組む等、グループベースのERM活用の高度化に取り組んでまいりました。

(注23) E R M (Enterprise Risk Management) とは、経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統合的かつ戦略的に管理・コントロールする手法です。

【コンプライアンス】

「コンプライアンス基本方針」のもと、実践計画「コンプライアンス・プログラム」を策定し、適切な保険募集管理、情報資産保護、反社会的勢力への対応を重点課題として推進してまいりました。また、社会規範等に反する行為や、お客様視点の欠如した行為等、企業価値を大きく損なう恐れのあるリスクの洗い出しに取り組むとともに、全役員・職員に対し、こうしたコンダクト・リスクの発生防止に向け、コンプライアンス意識の一層の浸透に努めてまいりました。さらに、グループベースでのコンプライアンスの推進に向け、各グループ会社に対し、自律的なコンプライアンス態勢の整備を求めるとともに、当該整備状況について管理・指導等を実施してまいりました。

【人材育成】

当社の持続的成長を支える人材を育成するため、「人財価値向上プロジェクト」のもと、働き方変革やワークライフマネジメントの一層の定着を図るとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に努めてまいりました。また、今後のさらなる事業領域の拡大を見据え、女性・ベテラン層の活躍推進や、IT・資産運用等の専門人材およびグローバル人材の採用・育成強化に取り組んでまいりました。このうち、女性活躍推進については、2020年4月時点で21.2%である女性管理職比率の2020年代30%を目指すとともに、女性部長相当職比率の2030年度始10%を新たな目標に設定し、達成に向けた取組を推進しております。営業職員については、引き続き、一人ひとりの成長度合いに応じた丁寧な育成に努めるとともに、非対面を希望されるお客様が増加する中、メールやSNS等を活用したコンサルティングスキルの向上等の教育に努めてまいりました。

【サステナビリティ経営の推進に向けた取組】

当社は、国民生活の安定と向上に寄与することを創業の精神に掲げ、あらゆる企業活動を通じ、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指しており、SDGs達成への貢献に向けた取組^(注24)を進めるとともに、サステナビリティ経営を推進しております。

(注24) 当社では、「SDGs達成に向けた当社の目指す姿」を設定し「貧困や格差を生まない社会の実現」「世界に誇れる健康・長寿社会の構築」「持続可能な地球環境の実現」の3つのテーマと「ESG投融资」に重点的に取り組んでおります。

【お客様本位の業務運営に関する取組】

当社は、お客様や社会から一層の信頼をいただくため、「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、これまで述べてきたとおり、お客様のさまざまなニーズにお応えするための商品・サービスラインアップの充実や、お客様のご意向等に即した適切な情報提供、「保険契約等の特別取り扱い」の実施等、お客様本位の各種取組を推進してまいりました。また、各種研修等を通じ、当社役員・職員および当社子会社に対し、お客様の立場に立って徹底的に考え抜くという理念の一層の浸透に努めてまいりました。こうした取組の結果、当年度の「お客様満足度」^(注25)は90.6%（前年度比△0.3ポイント）と引き続き高い水準を確保しております。

加えて、各領域が主体的にお客様本位の業務運営に向けた計画を策定するとともに、「お客様本位の業務運営推進委員会」において、各領域や当社子会社の取組状況のモニタリングをする等、お客様本位の取組のさらなる強化に努めております。

(注25) お客様の視点から当社の取組を評価いただき、商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。当社は、これを「お客様本位の業務運営に係る方針」の定着を測る指標としております。

③当社グループ事業の当年度の概況

当社は、長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者の利益を最大化するためには、事業基盤を分散させ、安定した収益を獲得していくことが不可欠と考えており、グループ事業の拡大とグループガバナンスの高度化に努めております。グループ事業の拡大に向けては、当社と親和性が高く、シナジー創出が期待できる国内保険事業、海外保険事業、アセットマネジメント事業を中心に、既存のグループ事業の成長に加え、新規出資にも取り組んでおり、「全・進ーnext stageー」において、「グループ事業純利益700億円」^(注26)の達成を目標としておりました。

(注26) 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命、海外保険・アセットマネジメント事業子会社等の当期純利益に、一部費用の調整等を実施したうえで、持分比率を乗じた利益総額です。

【国内保険事業】

お客様の多様化するニーズに迅速にお応えし、より幅広い保障を提供すべく、当社、大樹生命、ニッセイ・ウェル

ス生命、はなさく生命の4社で一体的な商品供給体制を構築しております。

大樹生命では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4～5月に営業活動を自粛・制限する中、オンラインも活用したお客様対応に取り組みました。当期純利益は、前年度に有価証券売却益が発生したことの反動減や、海外金利の低下に伴う外貨建商品の販売量減少等により減益となりました。

ニッセイ・ウェルス生命では、Web会議システム等を活用した金融機関に対する商品研修等のサポートを強化するとともに、2020年7月に発売した、相続・介護へ備える一時払外貨建終身保険「はじめての介護」の積極的な販売に取り組みました。当期純利益は、前年度末と比べ海外金利が上昇したことに伴う責任準備金の戻入により、キャッシュ損益が増加したことを主因として、増益となりました。

はなさく生命では、2020年5月に引受緩和型3大疾病一時給付保険や、2021年3月に「はなさく収入保障」を発売し、商品ラインアップの拡充を行うとともに、2020年7月に郵送通販を開始する等、事業の安定稼働に向けた取組を進めてまいりました。開業初年度である前年度と比較し、新契約の販売量は着実に増加しているものの、開業間もない中での事業費の支出等により、引き続き純損失を計上しております。なお、今後の事業拡大に向け、はなさく生命の財務基盤を一層強化すべく、当社は2021年3月に同社に対し、500億円を追加出資しました。

こうした結果、国内保険事業におけるグループ事業純利益は増加しました。

【海外保険事業】

海外保険事業におけるグループ事業純利益は、MLCにおける所得補償保険の支払いや規制変更による団体保険の収支悪化を主因とした純損失の影響が大きく、減少しました。MLCでは、収支改善に向け、所得補償保険の保険料引き上げや事業費の効率化等に取り組むとともに、当社としても、2020年4月に「MLC3カ年計画推進特別委員会」を当社内に新設し、モニタリング体制を強化してまいりました。また、当社はMLCの健全性確保に向けて6月に240億円を追加出資するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により業績下押しリスクが懸念される中、業績回復と中長期的な成長の実現に向けて12月に427億円の追加出資等^(注27)を実施しました。また、当感染症はインドのリライアンス・ニッポンライフおよびインドネシアのセクイス・ライフ等においても影響を及ぼしており、各子会社等の事業環境や業績等の状況を注視しております。

(注27) 333億円の追加出資に加え、94億円のMLC発行の劣後債を引き受けました。

【アセットマネジメント事業】

アセットマネジメント事業におけるグループ事業純利益は増加しました。これは、ニッセイアセットマネジメントおよびアメリカのTCWにおいて、良好な運用パフォーマンスや株価・債券価格の上昇等を背景に収入が増加したこと、2019年9月に実施したインドのニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントへの追加出資分が業績に反映されたこと等によるものです。

グループ事業純利益は、海外保険事業で減少した一方、国内保険事業およびアセットマネジメント事業で増加し、530億円（前年度比+648億円）となりました。

④「全・進－next stage－」（2017－2020）における数量目標の状況

以上の結果、当年度を最終年度とする「全・進－next stage－」で数量目標として掲げた4項目について、「お客様数1440万名」^(注28)は1447万名、「保有年換算保険料4.5兆円」^(注28)は4兆5089億円、「自己資本6.5兆円」は7兆2743億円と達成したものの、「グループ事業純利益700億円」は530億円と未達となりました。

(注28) 当社と国内生命保険子会社の合計の目標です。

⑤今後の経営方針

「全・進－next stage－」では、営業職員チャネルの強化や代理店等のチャネルの多様化、国内生命保険元受4社による商品供給態勢を実現し、お客様数や保有年換算保険料が増加するとともに、資産運用についても超低金利環境が続く中で、国際分散投資とリスク管理を一層進め、運用力を強化してまいりました。一方、海外生命保険をはじめとしたグループ事業による収益拡大や、新型コロナウイルス感染症の影響による営業職員の活動量減少等には課題を残しております。こうした中、国民生活の安定と向上に寄与することを掲げた当社の経営基本理念のもと、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という中長期ビジョンの実現に向けて、社会的役割のさらなる発揮を進めるべく、お客様ニーズの多様化や社会全体のデジタル化等、変化を積極的に取り込むことにより課題を乗り越え、成長と進化への道筋を確かにする3年間とするため、新たな中期経営計画「Going Beyond－超えて、その先へ－」（2021－2023）を策定しました。

新中期経営計画「Going Beyond－超えて、その先へ－」では、お客様数の拡大を通じた生産の早期回復・向上と収益力・健全性の向上を目標に掲げ、「人・サービス・デジタルでお客様と社会の未来を支え続ける」日本生命グループになることを目指してまいります。そのために、「お客様本位の業務運営」および「サステナビリティ

経営」を事業運営の根幹とし、グループ成長戦略として「国内保険市場の深耕」「グループ事業の強化・多角化」「運用力強化・事業費効率化」の3点に取り組むとともに、これらを支える「E R M」「デジタル活用」「人材活躍」の3領域を重要なグループ経営基盤と位置付け、強化してまいります。

【国内保険市場の深耕】

お客様数の拡大を通じた生産の早期回復・向上の実現に向け、デジタル時代の営業職員チャネルの高度化、お客様とのつながり強化、グループ一体でのマーケット開拓、新規市場への進出、商品・サービスのさらなる拡充に取り組んでまいります。

デジタル時代の営業職員チャネルの高度化に向けては、営業職員用スマートフォンを全職員に配備する等、デジタル装備の充実による活動量の増大や、オンラインも含めたお客様との接点機会の拡充、こうした取組を支える長く安定的に活躍できる職員の育成を行ってまいります。

お客様とのつながり強化に向けては、アフターフォローの柱に据えるご契約内容確認活動について、引き続き営業職員と内務職員が一体となって取組を充実する等、お客様ニーズの変化を捉えたサービスを提供するとともに、オフィシャルホームページの分かりやすさ向上や日本生命アプリの機能拡充、ご高齢のお客様への丁寧なサービス提供に取り組んでまいります。

グループ一体でのマーケット開拓に向けては、国内生命保険子会社それぞれの強みをいかした販売チャネルの強化・拡大、ならびに商品提供に取り組んでまいります。具体的には、大樹生命において当社と異なる顧客基盤を持つ営業職員チャネルを強化するとともに、ニッセイ・ウェルス生命において証券会社・メガバンクに加え、地方銀行も含めた幅広いチャネルへ独自性の高い商品を提供することにより、生産拡大を目指してまいります。

新規市場への進出に向けては、はなさく生命にてWeb販売を開始し、Webやデジタルマーケティングの活用により、マーケットニーズを捉えた機動的な商品を提供してまいります。また、少額短期保険会社^(注29)の新設に向けた準備会社を2021年4月に設立し、生命保険・損害保険を問わず、柔軟かつ機動的な商品提供を通じ、お客様数の拡大に取り組んでまいります。

商品・サービスのさらなる拡充に向けては、みらいのカタチのラインアップ拡充により従来の保障領域を引き続き充実させるとともに、新たな領域をサポートすべく、グループ会社・提携先との協業も含め、取組を進めてまいります。

(注29) 2006年の保険業法改正により制度化された、一定事業規模の範囲内において少額・短期の保険引受けのみを行う事業会社です。

【グループ事業の強化・多角化】

各事業の強みをいかしたシナジーの発揮による収益力の向上とリスクの抑制に取り組むとともに、各事業の成長に向けた取組も進め、グループ収益力の強化を図ってまいります。

アセットマネジメント事業では、国内の競争力強化と海外のさらなる成長を通じて、資産形成ニーズの取り込みと国内外生命保険子会社の運用力強化を進めてまいります。国内においては、ニッセイアセットマネジメントの強みであるESG分野のさらなる強化や、絶対収益型商品^(注30)の提供に注力してまいります。また、当社と大樹生命のクレジット投資・オルタナティブ投資の機能を同社に移管^(注31)することで、運用力を引き上げ、受託資産の拡大を目指してまいります。また、海外においては、さらなる成長に向け、運用力や商品開発力の向上、ガバナンス態勢の強化等に取り組むとともに、新たな提携先や出資拡大を検討してまいります。

海外事業では、長期安定的な収益獲得に向け、ガバナンス態勢強化を通じて既存出資先の安定成長を実現するとともに、新規出資の検討も含め、将来のさらなる成長に向けた事業ポートフォリオの強化を推進してまいります。とりわけ、海外保険事業において収益に課題があるMLCについては、所得補償保険の収支改善等により、安定して収益を上げられる事業運営を実現してまいります。

加えて、既存事業の強化・高度化に向け、先端技術・データを積極的に活用するとともに、ヘルスケア、子育て支援・高齢社会対応、イノベーションの各領域で新規事業の創出にも取り組んでまいります。

(注30) 生命保険会社が蓄積してきた運用ノウハウを活用し、市場動向に関わらず投資元本を増やすことを目標とした商品です。

(注31) 2021年3月から日本生命の当該機能を移管、2022年度から大樹生命の当該機能を移管予定です。

【運用力強化・事業費効率化】

運用力の強化に向けては、ポートフォリオの変革とESG投融資の強化に取り組んでまいります。ポートフォリオの変革については、円金利資産の長期化を通じたリスク圧縮や、海外を中心としたクレジット資産の積み増し、リスク性資産の国際分散投資を推進するとともに、フォワードルッキングなリスク管理を継続・強化してまいります。また、ESG投融資の強化については、2021年4月から全資産での投融資プロセスにESG要素を組み込むとともに、スチュワードシップ活動における投融資先との対話においても、ESGの視点を充実してまいります。

事業費の効率化については、事務の自動化や効率化の推進、働き方の変革等によるコスト圧縮に取り組んでま

います。一方で、デジタル時代へのさらなる対応や新規事業の開発等、案件を厳選のうえ、継続的な成長に向けた追加投資も行っています。

【グループ経営基盤の強化】

「E R M」については、グループの着実な成長の実現に向け、グループ全体でE R Mを一層推進すべく、グループ各社においてリスクや自己資本、リターンそれぞれの戦略を高度化するとともに、当社における経営管理態勢を強化してまいります。このうち、自己資本については、大災害や厳しい運用環境等に備えるとともに、国際資本規制^(注32)の導入を見据え、世界トップクラスの強靱な財務基盤を構築してまいります。

「デジタル活用」については、あらゆる領域でのデジタルトランスフォーメーションを推進すべく、2019年から「日本生命デジタル5カ年計画」に取り組んでおり、引き続き販売コンサルティングの強化やお客様の利便性向上に取り組むとともに、デジタルを活用した新規事業を推進してまいります。

「人材活躍」については、「人材価値向上プロジェクト」のもと、引き続き、個の強化を目指す人財育成と、ダイバーシティ＆インクルージョンや健康経営等による組織の強化を目指す闊達な風土の醸成に取り組んでまいります。こうした取組を通じ、職員一人ひとりのエンゲージメント向上を図り、多様な人材が多彩に活躍する会社を目指してまいります。

(注32) 国際的に活発に活動する保険グループ (IAIGs) への規制枠組み (コムフレーム) の一部を構成する国際的な資本基準です。

【サステナビリティ経営】

安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献すべく、社会課題解決に資する取組を通じ、社会的役割を一層発揮してまいります。その一環として、カーボンニュートラルへの取組水準を引き上げ、当社ならびに投資先^(注33)のCO2排出量の双方について、2050年にネットゼロを目標に設定し、こうした目標達成に向けた取組を加速することで、脱炭素社会の実現に一層貢献してまいります。

(注33) 資産運用ポートフォリオのうち、国内株式、国内社債を対象としています。

【お客様本位の業務運営】

当中期経営計画では、デジタル化等の社会課題対応に重点を置いたうえで、各領域で時代を捉えたお客様本位を実践すべく、引き続き、お客様本位の業務運営をすべての取組の基本としてまいります。具体的には、デジタル時代のお客様ニーズに対応した情報・サービスの提供や、高齢のお客様等への丁寧な対応、職員一人ひとりへの理念ならびにコンプライアンス意識の浸透等に努めてまいります。そのために、各領域の取組について、日々寄せられるお客様の声に加え、ニッセイ懇話会や役員の営業現場への訪問等により収集したお客様や職員の声を分析したうえで真摯に向き合いながら、継続的にPDCAを実施してまいります。

【数量目標】

以上の取組を通じ、国内グループの「お客様数1490万名」^(注34)および「保有年換算保険料4.55兆円」^(注34)の達成とともに、「グループ基礎利益6000億円」の安定的な確保、「グループ自己資本9.0兆円」^(注35)の達成を目指してまいります。

(注34) 当社と国内生命保険子会社の合計の目標です。

(注35) 連結対象会社の合計の目標です。

【当社の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績＞

(個人マーケット)

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	新契約高	8兆4445億円	0.2%	7兆2048億円	△14.7%
	減少契約高	10 3951	△4.5	9 6822	△6.9
	新契約年換算保険料	2504	△19.5	2099	△16.2
	販売件数	499万件	1.7	399万件	△19.9

(注) 1. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。

2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。

3. 「新契約高」、「減少契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	保有契約高	157兆3193億円	△1.2%	154兆8420億円	△1.6%
	保有契約年換算保険料	3 7618	0.4	3 7382	△0.6
	保有契約件数	3320万件	4.2	3385万件	2.0

(法人マーケット)

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額）		97兆8894億円	0.8%	98兆7791億円	0.9%
	総合福祉団体定期保険	38 891	1.1	38 46	△0.2
	希望者グループ保険	23 7854	1.2	23 9918	0.9
	団体信用生命保険	35 9752	0.3	36 7437	2.1
団体年金保険保有契約高（責任準備金額）		13 3871	1.6	13 6490	2.0
	特別勘定	1 633	△2.9	1 584	△0.5

(注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、4兆2237億円（前年度比10.0%増加）、減少契約高は、3兆3339億円（同9.2%増加）となりました。

2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金額です。

<収支の状況>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	6兆4799億円	△1.9%	6兆4753億円	△0.1%
保険料等収入	4 5261	△5.2	4 2646	△5.8
資産運用収益	1 7768	7.7	2 830	17.2
利息および配当金等収入	1 4261	△0.1	1 3819	△3.1
有価証券売却益	3282	68.4	5072	54.6
特別勘定資産運用益	—	—	1182	—
経常費用	6 1287	△1.5	6 442	△1.4
保険金等支払金	3 6293	△0.7	3 8034	4.8
責任準備金等繰入額	1 1533	△15.8	1 2213	5.9
資産運用費用	5087	47.4	2274	△55.3
有価証券売却損	487	△64.9	401	△17.5
有価証券評価損	2023	847.0	49	△97.5
特別勘定資産運用損	424	—	—	—
事業費	5987	△2.2	5752	△3.9
経常利益	3512	△8.4	4310	22.7
特別利益	16	△56.8	0	△94.7
特別損失	1477	33.1	868	△41.2
価格変動準備金繰入額	663	△33.3	739	11.4
法人税および住民税	1540	34.3	1343	△12.8
法人税等調整額	△1303	—	△1135	—
法人税等合計	237	39.5	208	△12.3
当期純剰余	1814	△30.1	3234	78.3

(注) 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
基礎利益	6474億円	△4.5%	6565億円	1.4%
キャピタル損益	△49	—	3094	—
臨時損益	△2912	—	△5349	—
経常利益	3512	△8.4	4310	22.7

- (注) 1. 基礎利益+キャピタル損益+臨時損益=経常利益
 2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。
 3. 臨時損益には、危険準備金繰入額、追加責任準備金繰入額等が含まれます。

<財務の状況>

(資産)

	前年度末	構成比	増加額 (前々年度末比)	当年度末	構成比	増加額 (前年度末比)
資産の部合計	69兆 711億円	100.0%	9864億円	73兆9742億円	100.0%	4兆9030億円
現金および預貯金、コールローン	1 4436	2.1	361	1 4016	1.9	△419
公社債	24 9895	36.2	1 888	26 5314	35.9	1 5418
国内株式	7 9010	11.4	△1 2089	10 6405	14.4	2 7394
外国証券	20 6512	29.9	5296	21 4709	29.0	8196
貸付金	7 4118	10.7	△269	7 4307	10.0	188
不動産	1 6587	2.4	91	1 6866	2.3	278
一般勘定資産合計	67兆8687億円	98.3%	1兆 419億円	72兆7469億円	98.3%	4兆8782億円
特別勘定資産合計	1 2024	1.7	△555	1 2273	1.7	248

(注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。

(負債・純資産)

	前年度末	構成比	増加額 (前々年度末比)	当年度末	構成比	増加額 (前年度末比)
負債の部合計	63兆2735億円	91.6%	1兆7707億円	65兆6559億円	88.8%	2兆3824億円
責任準備金	56 2202	81.4	1 1316	57 4202	77.6	1 1999
純資産の部合計	5 7976	8.4	△7843	8 3182	11.2	2 5206
基金の総額	1 4000	2.0	500	1 4000	1.9	—
基金	1000	0.1	—	1000	0.1	—
基金償却積立金	1 3000	1.9	500	1 3000	1.8	—
その他有価証券評価差額金	4 1659	6.0	△7167	6 6421	9.0	2 4761
土地再評価差額金	△547	△0.1	△0	△574	△0.1	△27
負債および純資産の部合計	69 711	100.0	9864	73 9742	100.0	4 9030

(健全性等の指標)

	前年度末	増加額 (前々年度末比)	当年度末	増加額 (前年度末比)
基金・諸準備金等	5兆1436億円	1507億円	5兆4328億円	2891億円
純資産の部	1 5690	△39	1 6189	499
負債の部	3 5746	1547	3 8138	2392
危険準備金	1 8782	1011	2 446	1663
価格変動準備金	1 4480	663	1 5219	739

劣後特約付債務	1 5453	2964	1 8415	2961
---------	--------	------	--------	------

自己資本	6 6889	4472	7 2743	5853
------	--------	------	--------	------

(注)「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除したうえ、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

	前年度末	前々年度末比	当年度末	前年度末比
ソルベンシー・マージン比率	979.2%	45.9pt	1007.5%	28.3pt

(注) ソルベンシー・マージン比率とは、大規模な自然災害や株価の大幅な下落等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する、「ソルベンシー・マージン総額（自己資本に有価証券含み損益等を加えたもの）」の比率です。支払余力をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つであり、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

	前年度	増加額 (前々年度比)	当年度	増加額 (前年度比)
配当準備金繰入額等	1851億円	△166億円	2760億円	908億円
修正当期純剰余	3738	△384	4785	1046

お客様配当性向	50%	—	58%	—
---------	-----	---	-----	---

(注) 1. 「配当準備金繰入額等」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

2. 「修正当期純剰余」は当期純剰余に危険準備金等の法定繰入額超過分等を加算して算出しております。

3. 「お客様配当性向」は「修正当期純剰余」に対する「配当準備金繰入額等」の割合です。

<お客様満足度の推移>

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当期）
お客様満足度	90.5%	90.8%	89.2%	90.9%	90.6%

(注) お客様の視点から当社の取組を評価いただき、商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。

当社は、これを「お客様本位の業務運営に係る方針」の定着を測る指標としております。

【当社グループ事業・連結業績の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績（国内保険）＞

（個人マーケット）

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	新契約高	9兆5338億円	△4.1%	8兆1107億円	△14.9%
	新契約年換算保険料	4072	△20.8	3070	△24.6
	販売件数	527万件	1.7	421万件	△20.1

(注) 1. 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。

2. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。

3. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。

4. 「新契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

5. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	保有契約高	179兆1205億円	△1.6%	176兆1920億円	△1.6%
	保有契約年換算保険料	4 5245	△0.2	4 5089	△0.3
	保有契約件数	3618万件	4.0	3687万件	1.9

(注) 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。

（法人マーケット）

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額） 国内計		110兆 27億円	0.3%	110兆5042億円	0.5%
団体年金保険保有契約高 国内計		16 8638	0.5	17 8466	5.8

(注) 1. 団体保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値です。

2. 団体年金保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の責任準備金（将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金）、ニッセイアセットマネジメントの投資顧問残高、確定拠出年金の投資信託（日本生命販売分）の合計値です。

<収支の状況（連結）>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	8兆 506億円	△2.1%	8兆1609億円	1.4%
保険料等収入	5 7193	△5.8	5 1901	△9.3
資産運用収益	2 74	9.0	2 6820	33.6
利息および配当金等収入	1 5978	0.1	1 5589	△2.4
有価証券売却益	3507	70.7	5373	53.2
特別勘定資産運用益	—	—	1548	—
経常費用	7 7693	△0.4	7 6853	△1.1
保険金等支払金	4 5610	△0.8	4 6967	3.0
責任準備金等繰入額	1 3356	△19.2	1 5082	12.9
資産運用費用	6990	88.0	3472	△50.3
有価証券売却損	611	△58.0	476	△22.1
有価証券評価損	2203	—	67	△96.9
特別勘定資産運用損	509	—	—	—
事業費	8164	△1.1	7917	△3.0
経常利益	2813	△34.3	4756	69.0
特別利益	552	217.6	15	△97.2
特別損失	1276	8.4	934	△26.8
価格変動準備金繰入額	714	△31.6	791	10.7
契約者配当準備金繰入額	118	△14.5	119	1.2
法人税および住民税等	1635	20.6	1546	△5.4
法人税等調整額	△1491	—	△1190	—
法人税等合計	143	△56.8	356	148.4
当期純剰余	1827	△35.0	3360	83.9
非支配株主に帰属する当期純剰余	△93	△523.5	45	—
親会社に帰属する当期純剰余	1921	△31.1	3315	72.5

(注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。

2. 有価証券評価損の増加率（前々年度比）については、1000%を超えるため、記載を省略しております。

(グループ基礎利益)

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
グループ基礎利益	6958億円	△9.8%	6899億円	△0.8%
日本生命	6474	△4.5	6565	1.4
大樹生命	286	△34.7	264	△7.6
ニッセイ・ウェルス生命	258	△1.6	247	△4.2
はなさく生命	△102	—	△159	—
MLC	△87	—	△243	—

(注) 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命、MLCについては、持分比率を乗じた額を記載しております。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	1,381,477 ^{億円}	1,353,326 ^{億円}	1,325,065 ^{億円}	1,296,936 ^{億円}
	個人年金保険	235,809	239,372	248,128	251,483
	団体保険	955,119	971,022	978,894	987,791
	団体年金保険	128,541	131,770	133,871	136,490
	その他の保険	5,352	5,401	5,307	5,389
保険料等収入		4,488,421 ^{百万円}	4,775,136 ^{百万円}	4,526,109 ^{百万円}	4,264,628 ^{百万円}
資産運用収益		1,652,609	1,649,502	1,776,868	2,083,028
保険金等支払金		3,663,124	3,654,589	3,629,384	3,803,456
経常利益		410,461	383,518	351,238	431,070
当期純剰余		242,344	259,369	181,410	323,459
社員配当準備金繰入額		218,353	211,818	185,145	276,006
総資産		66,472,661	68,084,710	69,071,135	73,974,223

(注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。

3. 2020年度 (当期) の社員配当準備金繰入額については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
経常収益		7,609,805 ^{百万円}	8,227,132 ^{百万円}	8,050,657 ^{百万円}	8,160,966 ^{百万円}
経常利益		471,825	428,445	281,357	475,628
親会社に帰属する当期純剰余		243,927	278,795	192,137	331,504
包括利益		595,109	307,315	△630,513	2,837,919
純資産額		6,922,373	6,978,221	6,157,210	8,816,569
総資産		74,392,516	78,809,517	80,081,170	85,589,960

(3) 支社等および代理店の状況

区分		前期末	当期末	当期増減 (△)
支社等	支社	99 店	99 店	0 店
	ブランチ	9	9	0
営業部		1,526	1,521	△5
海外駐在員事務所		4	4	0
計		1,638	1,633	△5
代理店		18,266	18,562	296
計		18,266	18,562	296

(注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。
2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含まれております。

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	21,403 名	21,117 名	△ 286 名	44.8 歳	12.6 年	322 千円
営業職員	53,154	55,675	2,521	44.7		

(注) 1. 「営業職員」には、採用前に生命保険募集人の登録を受けた者等を含んでおります。
2. 従来、「営業職員」に含まれていた営業総合職（1990名）を2021年3月25日付で、「営業職員」から「内務職員」へ変更しております。これに伴い、「当期増減」をより適切に表示するため「前期末」の数値も同概念で算出しております。

(ご参考) 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
保険業および保険関連事業	87,992 名	91,119 名	3,127 名
資産運用関連事業	1,844	1,877	33
総務関連事業等	2,286	2,356	70
計	92,122	95,352	3,230

(注) 当社および重要な子法人等の使用人数を記載しております。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社	100,000 百万円
日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社	120,000
日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社	90,000
日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社	80,000
日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社	130,000

(注) 上記借入先は、劣後ローン債権を裏付け資産とする劣後債を発行し、発行代わり金を劣後ローン債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達状況

2020年9月、証券化スキームを活用した公募方式により、1300億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

2021年1月、16億米ドルの米ドル建劣後特約付社債を発行しました。

なお、2021年5月、証券化スキームを活用した公募方式により、2000億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	97,618
---------	--------

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1947. 8. 1 (株式取得年月日) (2015.12.29)	百万円 167,280	% 85
ニッセイ・ウェルス 生命保険株式会社	東京都品川区	生命保険業	1947.10. 1 (株式取得年月日) (2018. 5.31)	百万円 30,519	85.11
はなさく生命保険 株式会社	東京都港区	生命保険業	2018. 7. 2	百万円 40,000	100
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助 言業および第二種金 融商品取引業に係る 業務	1995. 4. 4	百万円 10,000	100
ニッセイ信用保証 株式会社	大阪府大阪市	信用保証業務	1980. 4. 1	百万円 950	100
ニッセイ・リース 株式会社	東京都千代田区	リース業務	1984. 3.30	百万円 3,099	70
ニッセイ・キャピタル 株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタ ル業務	1991. 4. 1	百万円 3,000	100
ニッセイ情報テクノロジー 株式会社	東京都大田区	ソフトウェア開発、 情報処理サービス およびシステムの 運用・管理	1999. 6.25	百万円 4,000	83.92
Nippon Life Insurance Company of America	Iowa, U.S.A. (New York, U.S.A.)	生命保険業	1972. 8.23 (株式取得年月日) (1991.12.20)	百万US\$ 3.6	96.96
MLC Limited	New South Wales, Australia	生命保険業	1886.12.31 (株式取得年月日) (2016.10. 3)	百万オーストラリア\$ 3,265	80
Nippon Life India Asset Management Limited	Maharashtra, India	投資助言業務・投資 一任契約に係る業務	1995. 2.24 (株式取得年月日) (2012. 8.16)	百万インドルピー 6,165	74.46
NLI US Investments, Inc.	Delaware, U.S.A.	投資業	2013. 3.25	US\$ 2	100

(注) 1. NLI US Investments, Inc.は、2021年5月1日付で商号を変更し、Nippon Life Americas, Inc.となりました。

2. 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

ロ. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
企業年金ビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	企業年金の制度管理業務	2001.10. 1	百万円 6,000	49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業	1985.11.13 (株式取得年月日) 2000. 4.26	百万円 10,000	33.5
長生人寿保険有限公司	中華人民共和国上海市	生命保険業	2003. 9.23	百万人民元 2,167	28.57
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	Bangkok,Thailand	生命保険業	1951. 3.23 (株式取得年月日) 1997. 2.24	百万バーツ 1,707	24.21
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	Maharashtra, India	生命保険業	2001. 5.14 (株式取得年月日) 2011.10. 7	百万インドルピー 11,963	49
PT Asuransi Jiwa Sequis Life	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1984.12.15 (株式取得年月日) 2014.10. 8	百万ルピア 77,630	0.01
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited	Yangon, Myanmar	生命保険業	2019. 1.24 (株式取得年月日) 2019. 9.10	百万チャット 38,090	35
Post Advisory Group, LLC	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1992. 4.24 (株式取得年月日) 2013. 4.25	百万US\$ 2.6	0
The TCW Group, Inc.	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1971.11.19 (株式取得年月日) 2017.12.27	百万US\$ 200	0
PT Sequis	Jakarta, Indonesia	保険持株会社	2001.10. 9 (株式取得年月日) 2014.10. 8	百万ルピア 4,240	29.26

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2020年 6月 9日	MLC Limitedに追加出資を行い、同社の資本金は2735百万豪ドルとなりました。
2020年12月29日	同社に追加出資を行い、同社の資本金は3265百万豪ドルとなりました。
2021年 3月16日	大樹生命保険株式会社の株式を追加取得し、当社の議決権比率は85%となりました。
2021年 3月31日	はなさく生命保険株式会社の株式を追加取得し、同社の資本金は400億円となりました。当社の議決権比率は100%と変更ありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
筒井 義信	代表取締役会長	株式会社帝国ホテル 取締役 西日本旅客鉄道株式会社 取締役 パナソニック株式会社 取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役	
清水 博	代表取締役社長 〔グループ事業統括本部長〕		
古市 健	代表取締役副会長 〔内部監査部門担当 本店管掌〕	京王電鉄株式会社 取締役 株式会社ダイセル 取締役 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団 理事長 一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	
中村 克	代表取締役 副社長執行役員 〔リーテイル部門、ネットワーク事業部門、 ホールセール部門、 販売スタッフ部門（営業教育、業務、損保業務、 法人職域、法人営業関係）担当 代理店営業本部、金融法人本部管掌 地域総括部長、人材育成推進本部長、 損保業務推進本部長〕		
牛島 信	取締役（社外役員）	弁護士 牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 株式会社朝日工業社 監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長	
今井 和男	取締役（社外役員）	弁護士 虎門中央法律事務所 代表弁護士	
三浦 惺	取締役（社外役員）	日本電信電話株式会社 特別顧問 株式会社ひろぎんホールディングス 取締役	
富田 哲郎	取締役（社外役員）	東日本旅客鉄道株式会社 取締役会長 日本製鉄株式会社 取締役 一般社団法人東京経営者協会 会長 公益財団法人東日本鉄道文化財団 会長 学校法人愛育学園 理事長	
松永 陽介	取締役 副社長執行役員 〔資産運用部門統括 資産運用部門（融資、不動産関係）、 資産運用スタッフ部門（財務企画関係）担当〕	ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役	
三笠 裕司	取締役 専務執行役員 〔総務スタッフ部門（IT統括・推進関係）、 事務スタッフ部門（サービス企画・業務・教育、 お客様サービス、引受、支払関係）担当 お客様サービス本部長〕	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役	
井出口 豊	取締役 専務執行役員 〔海外事業部門、 海外事業スタッフ部門（海外事業企画関係）担当〕	MLC Limited Non-Executive Director Nippon Life India Asset Management Limited Non-Executive Non-Independent Director	
藤本 宣人	取締役 専務執行役員 〔総務スタッフ部門（秘書、関連事業、人事、 総務関係）担当〕		
朝日 智司	取締役 専務執行役員 〔資産運用部門（有価証券、特別勘定運用関係）、 総務スタッフ部門（企画、グループ事業推進、広報、 調査、本店企画広報、主計関係）担当〕	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 取締役 大樹生命保険株式会社 取締役	

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
山内 千鶴	取締役 常務執行役員 〔総務スタッフ部門（オリンピック・パラリンピック推進、 企画総務、CSR推進、健康経営推進関係）担当 健康経営推進本部長〕		
赤堀 直樹	取締役 常務執行役員 〔代理店部門、金融法人部門、 総務スタッフ部門（データビジネス企画開発、 商品開発関係）、 販売スタッフ部門（営業企画、チャネル開発、 営業勤務、代理店、金融法人関係）担当〕	はなさく生命保険株式会社 取締役	
佐藤 和夫	取締役 常務執行役員 〔総務スタッフ部門（法務関係）、 コンプライアンス部門、リスク管理部門、 海外事業スタッフ部門（海外事業管理関係）、 資産運用スタッフ部門（財務審査、証券管理関係）担当〕		
赤林 富二	取締役		
岩崎 裕彦	取締役 〔審議役（秘書部）〕		
中島 俊浩	取締役	ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長	
大神 哲明	取締役		
今井 敬	監査役（社外役員）	日本製鉄株式会社 名誉会長 日本テレビホールディングス株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役	
豊泉 貫太郎	監査役（社外役員）	弁護士 品川リフラクトリーズ株式会社 取締役 三愛石油株式会社 監査役	
但木 敬一	監査役（社外役員）	弁護士 株式会社ミロク情報サービス 監査役 株式会社アール・エス・シー 取締役	
佐藤 良二	監査役（社外役員）	公認会計士 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
小林 一生	常任監査役（常勤）	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 監査役 はなさく生命保険株式会社 監査役 ニッセイアセットマネジメント株式会社 監査役 東北電力株式会社 取締役	
内海 弘毅	常任監査役（常勤）	ニッセイ・リース株式会社 監査役	

（注）2020年12月6日付で、取締役有馬朗人は、逝去により取締役を退任しました。

当社は執行役員制度を導入しております。

2021年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
鬼 頭 誠 司	副社長執行役員〔審議役（法人営業企画部）〕
田 畑 順 二 朗	専務執行役員〔首都圏営業本部長、首都圏営業本部都心法人職域本部長〕
戸 田 和 秀	常務執行役員〔審議役（海外保険事業部）、審議役（国際投資部）〕
大 村 雅 一	常務執行役員〔法人第一営業本部長、法人第三営業本部長〕
細 郷 和 幸	常務執行役員〔アジア総支配人、インド総支配人、審議役（海外保険事業部）、 審議役（海外アセットマネジメント事業部）、審議役（海外事業企画部）〕
大 野 英 樹	常務執行役員〔東海営業本部長、東海法人営業本部長、代理店営業副本部長（東海）、 金融法人副本部長（東海）〕
原 口 達 哉	常務執行役員〔審議役（ＩＴ統括部）〕
岸 淵 和 也	常務執行役員〔お客様サービス副本部長、サービス企画部長〕
岩 崎 貢	常務執行役員〔本店法人営業本部長〕
田 中 和 之	執行役員〔九州法人営業本部長、代理店営業副本部長（九州）、金融法人副本部長（九州）、 市場開発部長（九州）、審議役（業務部）〕
大 澤 晶 子	執行役員〔審議役（資金証券部）〕
藤 正 紀 洋	執行役員〔近畿営業本部長、本店法人営業副本部長（近畿）〕
馳 平 恵 三	執行役員〔法人第二営業本部長〕
大曾根 千 朗	執行役員〔金融法人本部長、代理店営業副本部長〕
木 村 稔	執行役員〔米州総支配人、欧州総支配人、審議役（海外保険事業部）、 審議役（海外アセットマネジメント事業部）、審議役（海外事業企画部）〕
高 田 保 豊	執行役員〔審議役（グループ事業推進部）〕
前 田 隆 行	執行役員〔代理店営業本部長、金融法人副本部長〕
塙 栄 一	執行役員〔調査部長〕
上 田 哲 也	執行役員〔ＩＴ統括部長、デジタル推進室長〕
舘 誠 一	執行役員〔総合企画部長、審議役（グループ事業推進部）、審議役（ＣＳＲ推進部）〕
中 村 吉 隆	執行役員〔営業企画部長、営業勤労部長、審議役（チャンネル開発部）〕
秋 山 直 紀	執行役員〔審議役（グループ事業推進部）〕
前 田 晃 宏	執行役員〔営業教育部長、新育成推進室長、審議役（業務部）〕
久 下 真 司	執行役員〔融資総務部長〕
宮 嶌 隆 浩	執行役員〔リスク管理統括部長〕
伊 藤 慎 一 郎	執行役員〔業務部長、新活動推進室長〕
岡 本 慎 一	執行役員〔財務企画部長〕
中 島 啓	執行役員〔東日本法人営業本部長、代理店営業副本部長（北海道）（東北）、 金融法人副本部長（北海道）（東北）、市場開発部長（北海道）（東北）、審議役（業務部）〕
増 山 尚 志	執行役員〔審議役（チャンネル開発部）〕
鹿 島 紳 一 郎	執行役員〔東海営業本部副本部長、浜松支社長〕

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	月例報酬	賞与	業績連動 退任時報酬	退任慰労金
取締役	25	1,133	806	60	136	130
監査役	6	146	123	8	14	0
計	31	1,280	929	69	150	130

- (注) 1. 上記には、2020年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました3名の取締役ならびに2019年10月に退任しました1名の取締役および2020年12月に退任しました1名の取締役分を含んでおります。
2. 上記の他、2012年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金219百万円を当年度に支給しております。
3. 上記「業績連動退任時報酬」は、業績に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給するもので、毎年の積立額を記載しております。
4. 上記「退任慰労金」は、2020年7月2日の第73回総代会で贈呈を決議された3名の取締役(うち1名は監査役期間あり)に対する支給額を記載しております。なお、退任慰労金制度は、2020年7月2日の第73回総代会で打ち切り支給(支給時期は取締役、監査役、執行役員のいずれをも退任した後)が決議されております。

<業績連動報酬の算定の基礎となる業績指標の内容等>

業績連動報酬の水準の決定にあたっては、保障責任の全うや安定配当等を旨とする生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。業績連動報酬の算定の基礎に使用している基礎利益について、2019年度は6474億円(前年度比△307億円)となりました。

<総代会で定められた報酬限度額>

(単位：百万円)

区分	報酬限度額	業績連動退任時報酬の限度額
取締役	1,670	220
社外取締役	116	8
監査役	198	22
計	1,868	242

- (注) 1. 報酬限度額および業績連動退任時報酬の限度額(総代会で定められた報酬等の額の範囲)は、いずれも、2020年7月2日の第73回総代会の決議により定められております。
2. 2020年7月2日の第73回総代会終結の後の取締役の員数は21名(うち社外取締役は5名)、監査役の員数は6名です。

<会社役員の報酬等に関する方針>

(方針の決定の方法)

当社は、役員の報酬等に関する方針について、取締役は取締役会、監査役は監査役協議で決定しております。

(方針の内容の概要)

役員の報酬等は、経営基本理念に則り、生命保険会社としてご契約者に対する長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者利益の最大化に資する長期性・安定性を重視した体系および水準といたします。

役員の報酬等の具体的金額については、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各役員の役位・在任年数・職務内容や、リスク管理を含む中長期的な観点での経営への貢献度等を総合的に勘案するとともに、経営環境・業績等を踏まえ、取締役の報酬等については、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査、社外取締役委員会における審議等、監査役の報酬等については、監査役の協議等を踏まえた適切な水準といたします。

役員の報酬等は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「業績連動退任時報酬」で構成しております。役員の報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割合に関し、生命保険会社としてご契約者に対する長期にわたる保障責任を全うし、経営の安定性を高める観点から、過半を固定報酬としております。また、業績連動報酬については、経営環境や業績等を共有する観点から、全役員に支給することとしており、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社内役員が40%程度、社外役員が10%程度としております。

業績連動報酬の水準の決定にあたっては、保障責任の全うや安定配当等を旨とする生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。

取締役全員の同意のもと、各取締役の報酬等の具体的金額の決定について、代表取締役社長に一任することができます。社外取締役委員会は、一任を受けた代表取締役社長による決定が適切に行われるよう、代表取締役社長への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申するものとしております。

(報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当社は、本方針に従い、取締役の報酬等については、社外取締役を委員長とする当社の社外取締役委員会による審議を経て、取締役会において決定し、また、監査役の報酬等については、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

<会社役員の報酬等の決定の一任>

(委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当)

代表取締役社長 清水 博

(委任された権限の内容)

各取締役の報酬等の具体的金額の決定

(権限を委任した理由)

当社は、各取締役の報酬等の具体的金額の決定は各取締役の評価等を総合的に判断することが必要であるため、当該決定について、2020年7月2日の取締役会において、取締役全員の同意のもと、代表取締役社長 清水博氏に一任いたしました。

(権限が適切に行使されるようにするための措置)

当該決定が適切に行われるよう、社外取締役委員会は審議を行い、取締役会に意見を答申いたしました。

(3) 責任限定契約・補償契約

(年度末現在)

氏名	責任限定契約の内容の概要
牛 島 信 (取締役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今 井 和 男 (取締役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
三 浦 惺 (取締役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
富 田 哲 郎 (取締役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今 井 敬 (監査役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
豊 泉 貴太郎 (監査役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
但 木 敬 一 (監査役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
佐 藤 良 二 (監査役 (社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。

(注) 補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

(年度末現在)

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役および 執行役員	・ 保険期間 1年間 (2020年7月2日に同内容で更新) ・ 保険適用地域 全世界 ・ 補償される損害賠償請求訴訟の類型 ① 会社訴訟 ② 社員代表訴訟 ③ 第三者訴訟 ・ 補償される損害 業務上の行為に起因する法律上の損害賠償金および争訟費用 ・ 免責金額 0円 ・ 縮小支払割合 95%

(注) 縮小支払割合とは、保険金を計算するにあたって、損害額から免責金額を控除した後の金額に乘じる割合をいいます。なお、当社では、被保険者が勝訴した場合には100%となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況	
牛 島 信 (社外取締役)	牛島総合法律事務所	シニア・パートナー
	株式会社朝日工業社	監査役
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	理事長
今 井 和 男 (社外取締役)	虎門中央法律事務所	代表弁護士
三 浦 惺 (社外取締役)	日本電信電話株式会社	特別顧問
	株式会社ひろぎんホールディングス	取締役
富 田 哲 郎 (社外取締役)	東日本旅客鉄道株式会社	取締役会長
	日本製鉄株式会社	取締役
	一般社団法人東京経営者協会	会長
	公益財団法人東日本鉄道文化財団	会長
	学校法人愛育学園	理事長
今 井 敬 (社外監査役)	日本製鉄株式会社	名誉会長
	日本テレビホールディングス株式会社	取締役
	日本テレビ放送網株式会社	取締役
豊 泉 貴太郎 (社外監査役)	品川リフラクトリーズ株式会社	取締役
	三菱石油株式会社	監査役
但 木 敬 一 (社外監査役)	株式会社ミロク情報サービス	監査役
	株式会社アール・エス・シー	取締役
佐 藤 良 二 (社外監査役)	株式会社みずほフィナンシャルグループ	取締役

(注) 当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
有馬 朗 人 (社外取締役)	2007年 7月就任 2020年12月退任 (逝去)	取締役会9回開催、 うち9回出席 社外取締役委員会6回 開催、うち6回出席	取締役会および社外取締役委員会に出席し、 主に、豊富な見識・経験を有する学識経 験者としての観点および客観的な視点か ら、発言を適宜行う等、当会社経営に対 し監督や助言等を行っております。
牛 島 信 (社外取締役)	2007年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 社外取締役委員会9回 開催、うち9回出席	取締役会および社外取締役委員会に出席し、 主に、豊富な見識・経験を有する弁護士と しての専門的な見地および客観的な視点か ら、発言を適宜行う等、当会社経営に対 し監督や助言等を行っております。
今 井 和 男 (社外取締役)	2008年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 社外取締役委員会9回 開催、うち9回出席	取締役会および社外取締役委員会に出席し、 主に、豊富な見識・経験を有する弁護士と しての専門的な見地および客観的な視点か ら、発言を適宜行う等、当会社経営に対 し監督や助言等を行っております。
三 浦 惺 (社外取締役)	2017年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 社外取締役委員会9回 開催、うち9回出席	取締役会および社外取締役委員会に出席し、 主に、豊富な見識・経験を有する会社経 営者としての観点および客観的な視点か ら、発言を適宜行う等、当会社経営に対 し監督や助言等を行っております。
富 田 哲 郎 (社外取締役)	2020年 7月就任	取締役会12回開催、 うち12回出席 社外取締役委員会7回 開催、うち7回出席	取締役会および社外取締役委員会に出席し、 主に、豊富な見識・経験を有する会社経 営者としての観点および客観的な視点か ら、発言を適宜行う等、当会社経営に対 し監督や助言等を行っております。
今 井 敬 (社外監査役)	1995年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経 営者としての観点から、発言を適宜行う 等、取締役の職務の執行の監査を行っ ております。
豊 泉 貴太郎 (社外監査役)	2004年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士 としての専門的な見地から、発言を適宜 行う等、取締役の職務の執行の監査を行 っております。
但 木 敬 一 (社外監査役)	2009年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士 としての専門的な見地から、発言を適宜 行う等、取締役の職務の執行の監査を行 っております。
佐 藤 良 二 (社外監査役)	2016年 7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	主に、豊富な見識・経験を有する公認会 計士としての専門的な見地から、発言を 適宜行う等、取締役の職務の執行の監査 を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	10	142 (19)	—

- (注) 1. 上記には、2019年10月に退任しました1名の取締役および2020年12月に退任しました1名の取締役分を含んでおります。
2. 上記「支給人数」および「保険会社からの報酬等」の内訳は、以下のとおりです。
・社外取締役 6名 76百万円 (11百万円)
・社外監査役 4名 65百万円 (7百万円)
3. 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役に対する退任慰労金2百万円、役員賞与金4百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額4百万円ならびに監査役に対する役員賞与金4百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額3百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

基金拠出額	100,000百万円
-------	------------

(2) 当年度末基金拠出者数

当年度末基金拠出者数	2名
------------	----

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
日本生命2017基金特定目的会社	50,000 ^{百万円}	50.00 [%]
日本生命2019基金流動化株式会社	50,000	50.00

(注) 上記基金拠出者は、基金債権を裏付け資産とする社債（特定社債を含む）を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 樋口誠之 指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生 指定有限責任社員 業務執行社員 牧野あや子	公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額 377百万円 上記以外の業務に基づく報酬等の額 78百万円	当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠、会計監査の職務遂行状況、取締役その他社内関係部署の意見等について確認を行い、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「企業年金等に関する業務の内部統制の整備・運用状況に関する検証業務」「米ドル建劣後特約付社債の募集にかかるコンフォートレター発行業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額722百万円
上記の表以外に前年度に係る金額が57百万円発生しております。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

ロ. 当社の重要な子法人等である、Nippon Life Insurance Company of America、MLC Limited および Nippon Life India Asset Management Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（Baker Tilly U.S. LLP、Ernst & Young Australia および S.R. Batliboi & Co.LLP）の監査を受けております。

ハ. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する会計監査人に関する各種指針等に基づき策定した基準により、会計監査人が独立性や専門性を有しているか等について確認を行い、会計監査人の評価および選定を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

保険業法第53条の14第4項第6号および保険業法施行規則第23条の8に基づく体制の整備についての取締役会決議は以下の通りです。

(1) 当会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、また、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。
- ②財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施することとする。
- ③取締役会における監督機能と執行機能の一体性を確保するため、特定の業務分野を担当する取締役で全事業領域を分担する体制とし、各取締役は、職務の遂行にあたっては、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。取締役が他の取締役の法令および定款に違反する事実または違反のおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。
- ④取締役会決議に基づき特定の業務分野を担当する取締役は、担当する業務分野全体の法令等遵守体制を構築し適切な指示を行う責任を負うとともに、社内規程に基づき、必要な事項を取締役会または経営会議に付議ないし報告することとする。
- ⑤取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るため、総代会において、社員の代表である総代が会社の重要事項に関する審議と決議を行い、取締役会には社外取締役・社外監査役が参画するとともに、取締役会における監督機能と執行機能の高度化を図るため、取締役会の諮問機関として、全ての社外取締役を委員としかつ委員の過半数を業務執行取締役以外の取締役とする「社外取締役委員会」を設置することとする。また、経営の適正性を期するための経営諮問機関として、社員または学識経験者の中から総代会で選任された社外有識者から構成される「評議員会」を設置することとする。評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。
- ⑥監査役は、法令および定款の定めに基づき、取締役の職務の執行が、法令および定款に適合して正当に行われているか否かを監査し、適法性を欠く事実または欠くおそれのある事実を発見したときは、取締役会に報告し、当該取締役の行為が会社に著しい損害をおよぼすおそれのある場合は、その行為の差し止め請求を行うこととする。

(2) 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ①当会社の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が、経営機密情報、営業情報等の当会社が保有・管理する全ての情報資産について、関連する法令および規程を遵守の上、それらを適切に取扱い保護していくこととする。各種情報資産については、「文書管理規程」を制定し、情報資産の保存年限および保管方法を定め、情報資産の保存および管理の徹底を図ることとする。また取締役および監査役は、取締役会議事録、経営会議議事録および決裁書を始めとした文書管理規程によって定められた情報資産を閲覧できることとする。
- ②経営会議の諮問機能を担う下部機関として、コンプライアンス委員会およびその専門部会である「情報資産保護部会」を設置し、関係役員・部長を構成員として、社内横断的に当会社が保有する全ての情報資産の保護制度の確立と推進および情報資産保護に係る諸問題の審議を行う体制をとることとする。
- ③当会社の全ての取締役・執行役員および使用人の情報資産保護の徹底を図る観点から、コンプライアンス統括部内に「情報資産管理室」を設置し、情報資産保護に関する企画立案・管理統括機能の強化を図ることとする。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ①当会社が目指す収益ならびにそのために引受けるリスクの種類およびその程度、ならびにそれらの着実かつ適切な実現に向けたリスク管理についての基本的な方針として、取締役会にて「リスク選好およびリスク管理の

基本方針」を定める。取締役会は、適切なリスクマネジメントを行うため、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスクの管理に関する方針を定めるとともに、必要な管理体制を整備することとする。取締役会は、日常的なリスク管理を経営会議に委任し、経営会議は、取締役会から委任を受けた事項を、経営会議の諮問機能を担う下部機関である「リスク管理委員会」に諮問することができることとする。また、リスク管理委員会は、経営会議から諮問を受けた事項を、リスク管理委員会の諮問機能を担う下部機関である「各種リスク管理専門委員会」に諮問することができることとする。

②取締役会にて「統合的リスク管理方針」を定め、会社全体のリスクの状況について、自己資本等の各種リスクへの配賦を行った上で、リスク量のモニタリングを行うとともに、定量的な分析も踏まえ、会社のリスクを明示的に取り出し、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理することとする。統合的リスク管理については、リスク管理委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部を統合的リスク管理組織として位置付け、当会社の業務執行に係る各種リスクを統合管理することとする。

③各種リスクとして、以下（ア）から（ク）のリスクを認識し、（ア）および（ク）についてはリスク管理委員会、（イ）～（オ）については運用リスク管理専門委員会、（カ）については事務リスク管理専門委員会、（キ）についてはシステムリスク管理専門委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部等をリスク管理組織として位置付けることとする。

（ア） 保険引受リスク

「保険引受リスク管理方針」を定め、安定的な保険金等の支払が可能となる適切な保険料率の設定を行うとともに、適切なALM管理を実施し、健全性の確保を図る。また適正な契約選択・査定および支払を行い、適切かつ効果的な予算編成と執行による、厳格な事業費管理を実施する。

（イ） 資産運用リスク

「資産運用リスク管理方針」を定め、保有する資産・負債の価値変動によるリスク量を常に把握し、経営体力との比較において、過度のリスクを取ることをないよう管理を行うとともに、ALM管理の観点から、負債特性に応じた資産運用を実施し、信用リスク、市場リスク、不動産投資リスクの統合管理を行う。

（ウ） 信用リスク

「信用リスク管理方針」を定め、信用リスクに見合った個別取引を実行すると共に、ポートフォリオ全体の与信量およびその偏在を調整し、資産横断的な信用リスクの統合管理を行う。

（エ） 市場リスク

「市場リスク管理方針」を定め、ポートフォリオ全体の資産配分の見直しや、金利、為替、株式等の各種感応度を調整し、資産横断的な市場関連リスクの統合管理を行う。

（オ） 不動産投資リスク

「不動産投資リスク管理方針」を定め、投資金額が巨額で流動性が低いという一般的な不動産投資の特性を認識した上で、他の資産への投資に対するリスクと比較検討し、適切な資産配分を行うとともに、地価動向、災害等を踏まえた分散投資を行い、リスクの軽減を図る。

（カ） 事務リスク

「事務リスク管理方針」を定め、事務処理内容の明確化とその教育の徹底を通じ、誤った事務処理を防止するとともに、内部牽制体制の構築を通じて、疎漏、不正等の早期発見、根絶を図る。

（キ） システムリスク

「システムリスク管理方針」を定め、各種安全対策方針・マニュアルの策定、インフラ整備、使用人への指導・徹底等を通じ、地震等の天災や、コンピュータの不正使用・ソフト誤作動等の人災に起因する損失の極小化を図る。

（ク） 流動性リスク

「流動性リスク管理方針」を定め、保険の解約等により発生し得る資金流出額を想定し、必要となる資金を確保するため、ポートフォリオに流動性の高い資産を一定額以上組み入れるなど、資産・負債の両面から流動性の評価・管理を行う。

（4） 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

①当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則と

して月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとする。取締役会は、経営の基本方針を定め、法令等に抵触しない範囲内で、日常全般的な執行方針の確立と業務執行の全般的統制を、会長、副会長、社長、取締役会で業務を執行する取締役として選定された取締役、役付執行役員、総合企画部長および案件に応じて社長が指名する執行役員をもって構成される経営会議に委任することとする。また、当会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定することとする。取締役の業務執行については、取締役会規則に基づき、取締役は取締役会に対し3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うこととする。

- ・販売関係業務執行の経過および結果
- ・資産運用関係業務執行の経過および結果
- ・保険成績
- ・収支・資産状況
- ・その他重要な経営執行の経過および結果に関する事項

- ②取締役会の決議により、特定の業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置し、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行うこととする。取締役および執行役員は、職務の遂行にあたっては、「組織規程」および「職務権限規程」の定めるところにより、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。
- ③取締役会には社外取締役・社外監査役が参画し、取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るとともに、取締役会の諮問機関として「社外取締役委員会」を設置し、取締役会における監督機能と執行機能の高度化を図ることとする。また、評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、また、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。これらコンプライアンス基本方針および行動規範に基づく当会社におけるコンプライアンスを実現するため、全社的にコンプライアンスを統括する「コンプライアンス統括部」を設置するとともに、具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」および具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定することとする。
- ②取締役会は法令等遵守に関する事項につき審議を尽くし決議を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関わる事項の報告を受けることとする。また、経営会議の諮問機能を担う下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行うこととする。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も含め、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた社内体制の整備として、コンプライアンス委員会の専門部会である「反社会的勢力対策部会」を設置し、一般社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行うこととする。また、「総務部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかに総務部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築することとする。
- ④「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備することとする。
- ⑤「内部監査基本方針」を定め、内部監査部門として執行部門から独立した「監査部」を置くこととする。監査部は、被監査組織から独立した担当取締役または担当取締役の職務・権限等を代行する執行役員の指揮のもと、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について企業会計審議会意見書を基準に、実査および評価を行うこととする。内部監査結果については、取締役会および監査役等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行うこととする。
- ⑥法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報もしくは行動規範に基づく行動規範照会により内部通報を行うことが可能な体制を整備することとする。

- ⑦監査役は当会社の法令等遵守体制および公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

(6) 当会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ①当会社グループにおける業務の適正を確保するためにグループ会社に対して行う経営管理の基本的な方針として、「グループ会社管理基本方針」を定める。また、グループ会社の経営管理を行うための具体的な経営管理方法等を定めた「グループ会社経営管理規程」を制定し、グループ会社毎に設定する管理担当部およびグループ事業推進部、海外事業管理部その他の関係組織が相互に連携して、法令等に抵触しない範囲内で、グループ会社に対し横断的および個別に経営管理を実施する体制をとることとする。
- ②各管理担当部または関係組織は、グループ会社に対し、経営状況やコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的な報告を求め、またコンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求めることとする。
- ③各管理担当部または関係組織は、グループ会社からの報告を受け、各種体制の整備および個別事項への対応について適宜管理・指導を実施することとする。また、当会社の取締役・執行役員または使用人が適宜グループ会社の取締役または監査役に就任し取締役会等に出席することを通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督・監査することとする。
- ④グループ会社に対するリスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」に基づき、当会社グループに係る統合的リスク管理を行うとともに、各グループ会社に対し、リスクの種類、特性および軽重に応じて、当会社における各種リスク管理を適用することとする。
- ⑤グループ会社におけるコンプライアンスの推進については、「グループ会社コンプライアンス方針」に基づき、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス態勢の整備およびコンプライアンスに関する基本的な事項の遵守を求め、当該整備・遵守の状況についてモニタリングすることとする。
- ⑥各管理担当部または関係組織は、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や重大な異常事象等について、適宜当会社のコンプライアンス委員会・リスク管理委員会または各種リスク管理専門委員会に報告を実施することとし、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会または各種リスク管理専門委員会は、当該報告等を受け、法令等に抵触しない範囲内で、コンプライアンスおよびリスク管理の改善・強化に向けた指示等を適宜実施し、その結果等について取締役会または経営会議に適宜報告することとする。また、監査部は、「グループ会社内部監査方針」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、グループ会社に対する監査を適宜実施することとし、各管理担当部は、監査結果の連絡を受け、適宜管理・指導を実施することとする。

(7) 当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制として、「監査役室」を設置し、当会社の使用人から監査役職務を補助すべき使用人（以下監査役補助者という）を任命することとする。
- ②監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会が規程により定めた監査役の同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立を確保することとする。
- ③監査役職務を補助する者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者には必要な知識・能力を備えた十分な数の使用人を任命することとし、監査役補助者は、監査役補助職務に関して専ら監査役の指示に従うこととする。

(8) 当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ①当会社の取締役・執行役員および使用人は、重大な法令・定款違反その他当会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監査役に報告することとし、またコンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について定期的に監査役に報告することとする。
- ②実質子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた管理担当部もしくはグループ

事業推進部、海外事業管理部その他の関係組織は、当該実質子会社における重大な法令・定款違反その他当会社の業務、業績またはレピュテーションに影響を与える重要な事項について速やかに当会社の監査役に報告することとし、また、各管理担当部、グループ事業推進部または海外事業管理部は、実質子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する異常事象の発生状況について定期的に当会社の監査役に報告することとする。

- ③前①②に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当会社の取締役・執行役員および使用人ならびに実質子会社の取締役、監査役および使用人等に対して報告を求めることができることとする。
- ④公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度を適切に運用し、各通報・照会の内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告することとする。
- ⑤監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事実を知ったときは、取締役に対してその是正を要請することができることとする。

(9) 当会社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ①監査役がその職務の執行について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外の専門家を活用するための費用、監査役補助者の監査役補助職務に関する費用を含む）の請求をしたときは、これを支払うこととする。
- ②監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の経過および業務執行の状況等を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
- ③監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、事業の状況、重要な会社財産の取得・処分および管理ならびに競業取引等の状況等についても、必要に応じて、取締役・執行役員または使用人に対しその説明を求めることができることとする。監査役の職務執行上必要があるときは、会社業務全般を把握するため事業所の調査を行うこととし、また実質子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の調査を行うことができることとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

(1) 当会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」および「行動規範」等を制定し、取締役を含む全役員・職員に、法令等を遵守して行動することを周知徹底している。取締役会で重要な案件を決議する場合等は「法務部審査要領」等に基づき、当該案件内容の法令への適合性や経営判断としての合理性の審査を行っている。
 - －2021年3月に、直近の他社不祥事案等を踏まえ、お客様との間における金銭授受の禁止を「行動規範」および「法令遵守マニュアル」に、取引先重要情報に係る情報伝達・取引推奨の禁止を「行動規範」に、それぞれ明記する改正を実施。
 - －2021年3月に、法務リスクの多様化・複雑化を踏まえ、新規事業・サービスに係る法務リスク等の審議ならびに重要な法令改正および法的諸課題への対応策の審議を行うため、「法務部会」を新設。
- ・また、特定の業務分野を担当する取締役（後記(4)参照）が取締役会に対して3ヶ月に1回以上、業務執行の状況を報告すること、および社外取締役委員会で取締役の指名・報酬に係る案件等を審議すること等を通じ、取締役の業務執行の監督を行っている。【2020年度、取締役会を15回、社外取締役委員会を9回開催】
- ・さらに、「内部通報規程」等を制定し、公益通報者保護法に基づく通報または「行動規範」に基づく行動規範照会の窓口を社内・社外に設置し、当該窓口に取り締りに関する通報・照会があった場合、速やかに監査役に報告の上、適切に対応している。

(2) 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ・当社は、「情報資産保護に関する基本方針」等を制定するとともに、コンプライアンス委員会の諮問機関として情報資産保護部会を設置すること等を通じ、取締役を含む全役員・職員に対する情報資産保護の徹底に取り組

んでいる。

ー情報資産保護部会は、情報事故の分析等を通じ、当社、グループ会社等および当社の業務委託先に対する情報事故防止取組を徹底。【2020年度、情報資産保護部会を3回開催】

ー「個人情報漏えい等対策本部規程」を制定し、個人情報漏えい等対策本部の立ち上げに関する訓練の実施等を通じて、重大な個人情報の漏えい等による二次被害の拡大防止に向けた態勢を整備。

・また、「取締役会規則」および「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録の作成・保存・管理を行っている。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

・当社は、「リスク選好およびリスク管理の基本方針」等を制定するとともに、リスク管理委員会およびリスク管理委員会の諮問機関である各種リスク管理専門委員会を設置すること等を通じ、総合的かつ専門的な見地から当社事業に係るリスクの現状分析・評価を行う等、適切にリスク管理を行っている。

ーリスク管理委員会および各種リスク管理専門委員会は、各種リスクに関する管理方針・管理手法等を協議し、専門的な観点から現状を分析・評価した上、リスク管理に関する適切な対応を実施。さらに、リスク管理委員会にて各種リスクを統合し、当社全体のリスク量が自己資本等の範囲内に収まるよう定期的なモニタリングを実施。【2020年度、リスク管理委員会を18回、各種リスク管理専門委員会として、事務リスク管理専門委員会を6回、システムリスク管理専門委員会を7回、運用リスク管理専門委員会を15回開催】

ーシステムリスク管理については、サイバー攻撃によるお客様情報や経営機密情報の漏えい対策として、サイバーセキュリティに関する対策を実施。

(4) 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

・当社は、「組織規程」を制定し、必要な組織および職制を定めるとともに、「職務権限規程」を制定し、取締役を含む管理職位の職務の遂行に関する必要な責任と権限を定めること等を通じ、当社の業務執行を効率的に行っている。

ー2021年3月に組織改正を行い、新たな活動モデルの推進体制整備、グループ資産運用態勢の高度化に向けた体制整備、E S G投融資の更なる強化に向けた体制整備等を実施。

・また、「組織規程」では、取締役が必要に応じ、特定の業務分野を担当する旨を規定するとともに、取締役会の決議により、各業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置することを通じ、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行っている。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

・当社は、「コンプライアンス基本方針」等を制定するとともに、年度毎に具体的な実践計画として「全社コンプライアンス・プログラム」を策定すること、およびコンプライアンス委員会を設置すること等を通じ、全役員・職員に対して法令等遵守意識の向上と法令等遵守取組に関わる指導・支援を行っている。

ー「全社コンプライアンス・プログラム」では、年度毎の全社的なコンプライアンス取組事項を明示し、それを受け、各部・支社等は組織毎の「コンプライアンス・プログラム」を策定および実行するとともに、その進捗状況および達成状況に対する自己評価を行い必要な改善を実施。

ーコンプライアンス委員会は、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じて、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を実施。また、反社会的勢力との関係遮断については、コンプライアンス委員会の諮問機関である反社会的勢力対策部会において取組状況等を確認。【2020年度、コンプライアンス委員会を3回、反社会的勢力対策部会を3回開催】

ー2021年3月に、直近の他社不祥事案等を踏まえ、お客様との間における金銭授受の禁止を「行動規範」および「法令遵守マニュアル」に、取引先重要情報に係る情報伝達・取引推奨の禁止を「行動規範」に、それぞれ明記する改正を実施。

・利益相反管理については、「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」を制定し、当社および子金融機関等がお客様と行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理している。

ー特に、当社が保有する株式の議決権行使の場面においては、利益相反が生じ得る場面を特定・基準化し、当基準に従って選定した重要議案について、社外取締役等の社外委員を過半とするスチュワードシップ諮問委

員会に諮問・報告することで、利益相反の適切な管理を実施。

- ・内部監査については、「内部監査基本方針」等を制定し、執行部門から独立した監査部が実施する監査の目的と範囲ならびに監査部の責任と権限等を規定している。
 - －内部監査結果については、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会等に対し定期的な報告を実施。
- ・コンプライアンス統括部は、「内部通報規程」に基づき、職員等からの、組織的または個人的な不正行為等に関する相談または通報を受けることにより、不正行為等の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所に内部通報窓口を設置している。

(6) 当会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「グループ会社管理基本方針」を制定し、各グループ会社による自律的な経営を前提としつつ、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対し、横断的および個社別に経営管理を行っている。
- ・また、グループ会社に対する経営管理は、各グループ会社の事業領域・規模、当社による経営関与の度合いおよびグループ戦略上の重要性等に応じて実施している。
 - －リスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」を制定し、当社グループに係る統合的リスク管理を行うとともに、各グループ会社の特性等を踏まえて定める区分に応じて、当社における各種リスク管理の適用および当該グループ会社による各種リスク管理に関する管理・指導等を実施。
 - －コンプライアンスについては、「グループ会社コンプライアンス方針」を制定し、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス体制の整備およびコンプライアンスに関する基本的な事項の遵守を求め、当該整備・遵守の状況について管理・指導すること等を通じて、グループ会社におけるコンプライアンスを推進。
 - －内部監査については、「グループ会社内部監査方針」を制定し、グループ会社に対する監査を当社が直接またはグループ会社の内部監査部門と連携して実施するとともに、当該監査の結果について、グループ会社毎に設定している管理担当部に連携し、管理担当部は当該グループ会社が行う改善取組に対する管理・指導を実施。
 - －リスク管理、コンプライアンスおよび内部監査については、グループ会社における担当部門と意見交換を実施し、当社グループにおけるリスク管理、コンプライアンス、内部監査の高度化に向けた取組を実施。
 - －2021年3月に、「グループ会社管理基本方針」等を改正するとともに、「グループ会社保険数理方針」等を新設し、リスク管理、コンプライアンス、内部監査および保険数理に関してグループ会社に態勢整備を要請する事項等を明確化。

(7) 当会社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置し、また、監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分について、監査役の同意を必要とすること等を通じ、監査役補助者の取締役からの独立性を確保している。
- ・また、監査役補助者には、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた者を任命すること等を通じ、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保している。
 - －2020年度末時点で、法律・会計や海外業務に精通する等、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた監査役補助者を13名任命。

(8) 当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」、「リスク選好およびリスク管理の基本方針」および「内部監査基本方針」等を制定し、重大な法令・定款違反その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査役に報告する体制とするとともに、コンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について、定期的に監査役に報告している。
- ・また、「内部通報規程」に基づく通報・照会の内容を全件速やかに監査役に報告するとともに、内部通報制度の運用状況を定期的に監査役に報告している。当該通報・照会を行った者に対しては、同規程に基づき、通報・照会を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いや通報者の職場環境の悪化がないよう適切な措置を講じている。

**(9) 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役
の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項**

- ・当社は、「監査役監査基準」の制定等を通じ、監査役が監査役監査に必要な費用を会社に請求する体制を整備しており、監査役から当該費用の請求があった場合は当該費用の支出を行っている。
- ・また、同基準に基づき、監査役による取締役会等の主要な会議への出席、決裁書等の重要書類の閲覧、当社事業所の調査、実質子会社に対する事業の報告徴求等、監査役の監査が実効的に行われるために必要な措置を講じている。

7. その他

(経営・相互会社制度運営に関する事項)

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年5月の評議員会は中止とし、予定していた付議事項については、評議員へ書面等で情報提供し、ご意見を頂戴する運営としました。2020年11月19日および2021年3月3日、We b会議ツールを用いて評議員会を開催しました。
2. 2020年8月から9月にかけて、2021年度総代改選に関する社員投票が実施されました。
3. 2020年12月3日、We b会議ツールを用いて総代懇談会を開催しました。
4. 2021年1月から3月にかけて、We b開催と書面開催で実施したニッセイ懇話会において、総代119名を含む、ご契約者等3,260名から、7,702件のご意見・ご要望をいただきました。
5. 2021年3月31日現在の社員数は9,639,911名、総代数は197名です。

(商品・サービス等に関する事項)

1. 2020年4月、「ニッセイみらいのカタチ」の「認知症保障保険“認知症サポートプラス”」を発売しました。認知症の診断を受けた場合に加え、認知症の前段階である軽度認知障がい（MCI）の診断を受けた場合にも一時金を支払うことで、認知症の早期発見・重症化予防を促します。また、保険金に加え、加入から保険金支払後までトータルでサポートする各種サービスを提供しております。
2. 2020年4月、全国の銀行等の提携金融機関において販売している「ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険“ロングドリームGOLD3”」について、解約控除率の引き下げ等の商品改定を実施しました。
3. 2020年4月、当社が運営管理機関を受託する確定拠出年金制度のお客様向けに、資産配分割合の決定から運用商品変更の手続きまでを可能とするスマートフォンアプリ「NISSAY DC Station」の提供を開始しました。
4. 2021年1月、全国の銀行等の提携金融機関および代理店において、「ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険（定率のみ型）“夢のプレゼント2”」について、契約の1年後から贈与できるタイプに加え、契約日から贈与できるタイプを追加する等の改定を実施しました。

(お客様の声を経営に反映する取組に関する事項)

1. 当社では、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向自主宣言」に基づき、「お客様の声」を経営にいかす取組を実施しております。2020年度は全国の支社・ライフプラザ等において、202.4万件のお声を頂戴しました。このうち「お客様から寄せられるご不満の申し出（事実関係の有無は問わない）」である苦情は5.2万件、ご意見・ご要望は2.7万件となっております。とりわけお客様からの苦情やご意見・ご要望については発生原因等を分析し、その結果を営業職員の活動や事務サービスの改善等に反映させる取組を進めております。また、お客様の声を経営にいかす取組の結果をまとめた「お客様の声白書」を2020年11月に発行しました。当白書はお客様との対話ツールとして活用しております。

(社会貢献活動に関する事項)

1. 地域・社会への貢献の面では、約7万人の役員・職員が社会貢献活動に取り組む「ACTION CSR-V ～7万人の社会貢献活動～」を展開しており、古本等の寄付や地域清掃活動等に取り組みました。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛に伴い、献血へ協力する団体や会場が減少している状況を踏まえ、大阪本店および東京本部において社内献血を実施しました。
3. 児童・青少年の健全育成の面では、当感染症の感染対策を講じたうえで、ライフデザインの重要性を学ぶ「出

前授業」を要望のあった中学校で実施するとともに、本格的な舞台芸術の鑑賞機会を提供する「ニッセイ名作シリーズ」に中学生から高校生までの子どもたちを招待しました。

4. 2020年7月2日の取締役会決議により、社会厚生福祉事業助成資金のうちから、公益財団法人日本生命済生会へ24億2000万円^(※)を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ1億7800万円を、公益財団法人日本生命財団へ1億8500万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億2200万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ9500万円を支出しました。

※2017年12月に竣工した日本生命病院の建物の一部現物（15億9200万円分）を含む。

(役員に関する事項)

1. 2020年7月2日、第73回定時総代会において、取締役役に筒井義信、清水博、古市健、赤林富二、今井和男、松永陽介、井出口豊の7名が再選任され、また、富田哲郎、中島俊浩、赤堀直樹、佐藤和夫の4名が新たに選任され、それぞれ就任しました。また、同日、監査役に今井敬、豊泉貫太郎、佐藤良二の3名が再選任され、それぞれ就任しました。なお、今井和男、富田哲郎の両名は社外取締役、今井敬、豊泉貫太郎、佐藤良二の3名は社外監査役です。
2. 2020年7月2日の取締役会決議により、同日付で、取締役筒井義信が会長に、取締役清水博が社長に、取締役古市健が副会長に再度選定され、それぞれ就任するとともに、会長筒井義信、社長清水博、副会長古市健、取締役副社長執行役員赤林富二の4名が代表取締役に再度選定され、それぞれ就任しました。
3. 2020年7月2日の監査役会決議により、同日付で、常勤の監査役に、常任監査役小林一生、監査役内海弘毅の両名が再度選定され、それぞれ就任しました。
4. 2020年12月6日付で、取締役有馬朗人が取締役役を退任しました。
5. 2021年2月19日、監査役の互選により、2021年3月25日付で、監査役内海弘毅が常任監査役に新たに選定され、就任しました。
6. 2021年3月2日の取締役会決議により、2021年3月25日付で、取締役専務執行役員松永陽介が取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員藤本宣人、同朝日智司の両名が取締役専務執行役員に、取締役執行役員赤堀直樹、同佐藤和夫の両名が取締役常務執行役員に、新たに選定され、それぞれ就任しました。
7. 2021年3月25日付で、代表取締役副社長執行役員赤林富二が代表取締役および執行役員を、取締役常務執行役員岩崎裕彦、同中島俊浩、取締役執行役員大神哲明の3名が執行役員を、それぞれ退任しました。

計算書類

2020年度 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	861,580	保険契約準備金	58,646,060
現金	54	支払備金	179,010
預貯金	861,526	責任準備金	57,420,217
コールローン	540,086	社員配当準備金	1,046,832
買入金銭債権	172,601	再保険借	413
金銭の信託	135	社債	1,321,512
有価証券	62,230,764	その他負債	2,730,767
国債	23,352,796	売現先勘定	1,014,978
地方債	908,416	借入金	538,317
社債	2,270,187	未払法人税等	37,088
株式	10,640,573	未払金	125,869
外国証券	21,470,903	未払費用	63,731
その他の証券	3,587,886	前受収益	15,804
貸付金	7,430,704	預り金	120,618
保険約款貸付	490,826	預り保証金	86,263
一般貸付	6,939,877	先物取引差金勘定	540
有形固定資産	1,710,689	金融派生商品	652,612
土地	1,148,601	金融商品等受入担保金	51,026
建物	515,676	リース債務	6,756
リース資産	7,038	資産除去債務	5,426
建設仮勘定	22,337	仮受金	11,714
その他の有形固定資産	17,035	その他の負債	17
無形固定資産	189,726	役員賞与引当金	433
ソフトウェア	92,795	退職給付引当金	375,693
その他の無形固定資産	96,930	ポイント引当金	8,528
再保険貸	350	価格変動準備金	1,521,916
その他資産	807,455	繰延税金負債	877,504
未収金	90,895	再評価に係る繰延税金負債	101,894
前払費用	20,764	支払承諾	71,228
未収収益	283,709	負債の部合計	65,655,953
預託金	33,678	(純資産の部)	
先物取引差入証拠金	58,114	基金	100,000
先物取引差金勘定	1	基金償却積立金	1,300,000
金融派生商品	232,039	再評価積立金	651
仮払金	2,990	剰余金	494,556
その他の資産	85,260	損失填補準備金	18,993
支払承諾見返	71,228	その他剰余金	475,563
貸倒引当金	△8,219	危険準備積立金	71,917
投資損失引当金	△32,879	社会厚生福祉事業助成資金	351
		圧縮積立金	71,855
		圧縮特別勘定積立金	2,069
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	329,199
		基金等合計	1,895,208
		その他有価証券評価差額金	6,642,100
		繰延ヘッジ損益	△161,590
		土地再評価差額金	△57,447
		評価・換算差額等合計	6,423,062
		純資産の部合計	8,318,270
資産の部合計	73,974,223	負債及び純資産の部合計	73,974,223

貸借対照表の注記

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデューレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準ののっとり、次のとおり計上しております。
 - ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,514百万円(担保・保証付債権に係る額64百万円)であります。

7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替えております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。
17. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に5年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当期に一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が369,175百万円減少しております。
18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当期末より適用しております。
- 当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,308,172百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。
19. 一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	113,998	113,998	－
その他有価証券	113,998	113,998	－
買入金銭債権	172,601	179,347	6,745
責任準備金対応債券	150,013	156,759	6,745
その他有価証券	22,588	22,588	－
金銭の信託	135	135	－
売買目的有価証券	135	135	－
有価証券	60,339,883	63,462,340	3,122,457
売買目的有価証券	724,950	724,950	－
責任準備金対応債券	23,526,269	26,494,134	2,967,864
子会社株式及び関連会社株式	128,615	283,208	154,592
その他有価証券	35,960,047	35,960,047	－
貸付金 (*3)	7,423,996	7,629,583	205,587
保険約款貸付	490,675	490,675	－
一般貸付	6,933,320	7,138,907	205,587
金融派生商品 (*4)	(420,572)	(420,572)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	42,904	42,904	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,476)	(463,476)	－
社債 (*3, *5)	(1,321,512)	(1,347,344)	(25,832)
売現先勘定 (*5)	(1,014,978)	(1,014,978)	－
借入金 (*5)	(538,317)	(539,218)	(901)

(*1) 貸倒引当金を計上したもののについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

(3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,179,556百万円、その他有価証券711,324百万円であります。

(4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は50,015百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	146,825	153,603	6,777
	公社債	19,474,557	22,579,362	3,104,804
	外国証券	120,625	129,870	9,245
	小計	19,742,009	22,862,836	3,120,827
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	3,188	3,155	△32
	公社債	3,908,605	3,763,027	△145,577
	外国証券	22,481	21,873	△ 607
	小計	3,934,274	3,788,057	△146,217
合計		23,676,283	26,650,893	2,974,609

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	14,297	15,016	718
	公社債	2,337,162	2,530,043	192,880
	株式	3,579,363	9,544,442	5,965,078
	外国証券	15,114,971	18,095,796	2,980,825
	その他の証券	2,142,186	2,360,385	218,199
	小計	23,242,981	32,600,684	9,357,702
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	59,000	58,998	△1
	買入金銭債権	7,596	7,571	△24
	公社債	319,236	312,208	△7,028
	株式	538,025	437,210	△100,814
	外国証券	1,787,530	1,723,573	△63,956
	その他の証券	971,416	956,386	△15,029
	小計	3,682,805	3,495,949	△186,855
合計		26,925,786	36,096,633	9,170,847

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの711,324百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき308百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したのにつき、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

- (5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金（譲渡性預金）	114,000	－	－	－
その他有価証券	114,000	－	－	－
買入金銭債権	6,109	2,522	40,522	122,515
責任準備金対応債券	109	2,522	40,522	106,758
その他有価証券	6,000	－	－	15,757
有価証券	1,060,176	5,690,269	12,146,617	28,121,646
責任準備金対応債券	381,021	2,801,548	4,376,996	15,930,462
その他有価証券	679,154	2,888,720	7,769,621	12,191,183
貸付金	917,341	2,307,487	1,873,480	1,838,217
社債	－	－	－	1,321,512
売現先勘定	1,014,978	－	－	－
借入金	2,442	15,874	－	520,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

- また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの5,099百万円は含めておりません。
21. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,197,817百万円、時価は1,607,373百万円であります。当社は、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,299百万円であります。
22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,456百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,014百万円、延滞債権額は25,806百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3カ月以上延滞債権はありません。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は2,635百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は2,448百万円、延滞債権額は66百万円それぞれ減少しております。
23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,152,548百万円であります。
24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,227,305百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は62,548百万円、金銭債務の総額は6,990百万円であります。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|--------------|
| イ 当期首現在高 | 1,043,785百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 185,145百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 203,557百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 21,458百万円 |
| ホ 当期末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ） | 1,046,832百万円 |

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金520,000百万円が含まれております。
また、2021年5月11日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000億円
利 率	2031年5月11日まで 年0.97% (固定金利) 2031年5月12日以降 固定金利 (ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2051年5月11日の3銀行営業日前 (2031年5月11日およびその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券2,002,158百万円、土地252百万円、建物40百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,014,997百万円であります。
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却946,842百万円および売現先勘定1,014,978百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は1,308,172百万円であります。
なお、当社は、少額短期保険子会社 (以下「新会社」という) の設立に向け、2021年4月30日にニッセイ少額短期設立準備株式会社 (以下「準備会社」という) を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社 名 ニッセイ少額短期設立準備株式会社
ロ 本店所在地 東京都千代田区
ハ 資 本 金 5億9,999万円 (資本準備金含む)

③設立の時期

2021年4月30日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第272条の31第1項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第272条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は2,843,542百万円であります。
32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は389,126百万円であります。
33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は343,726百万円であります。
34. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は72,187百万円です。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,072百万円
ロ 勤務費用	27,316百万円
ハ 利息費用	3,786百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,388百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,874百万円
ヘ 期末における退職給付債務（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	625,689百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,608百万円
ロ 期待運用収益	3,221百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	11,991百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,681百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,002百万円
ヘ 期末における年金資産（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	243,500百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	250,573百万円
ロ 年金資産	△243,500百万円
	7,072百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	375,115百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△11,765百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,271百万円
ヘ 退職給付引当金（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	375,693百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	27,316百万円
ロ 利息費用	3,786百万円
ハ 期待運用収益	△3,221百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	5,223百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	31,787百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.8%
ロ 現金及び預貯金	20.6%
ハ 外国証券	19.9%
ニ 国内債券	6.0%
ホ 国内株式	3.7%
ヘ 合計（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,249百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は1,812,734百万円であり、繰延税金負債の総額は2,624,769百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は65,469百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,084,110百万円、価格変動準備金424,614百万円および退職給付引当金104,818百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,542,367百万円であります。
- 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△22.4%であります。
37. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。
38. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は213百万円であります。
39. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は6,481,161百万円であります。

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 有価証券売却益 有価証券償還益 為替差益 投資損失引当金戻入額 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 支払備金戻入額 その他の経常収益	6,475,334 4,264,628 4,263,255 1,372 2,083,028 1,381,994 874 1,174,673 108,633 88,036 9,776 507,284 3,690 68,465 2,188 1,177 118,226 127,678 7,409 76,119 11,592 32,555
経常費用 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料 責任準備金等繰入額 責任準備金繰入額 社員配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 金銭の信託運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 貸倒引当金繰入額 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 事業費 その他経常費用 保険金据置支払金 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	6,044,263 3,803,456 999,529 803,471 661,384 1,108,847 228,332 1,891 1,221,393 1,199,935 21,458 227,482 28,437 34,144 40,193 4,963 14,736 48,004 5,968 17,830 33,203 575,223 216,707 87,842 51,876 54,314 1,233 21,439
経常利益	431,070
特別利益 固定資産等処分益	89 89
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 不動産圧縮損 社会厚生福祉事業助成金	86,867 4,999 4,885 73,902 80 3,000
税引前当期純剰余 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純剰余	344,292 134,353 △113,520 20,832 323,459

損益計算書の注記

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正企業会計基準第24号)に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は28,938百万円、費用の総額は30,342百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券50,774百万円、株式等89,320百万円、外国証券367,189百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,319百万円、株式等33,854百万円、外国証券4,019百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等1,888百万円、外国証券3,074百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は41百万円であります。
7. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が△25,339百万円含まれております。
- (2) 金融派生商品費用には、評価損益が△11,658百万円含まれております。
8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	147	—	147
遊休不動産等	3,299	1,438	4,738
合計	3,447	1,438	4,885

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等											
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金								基金等 合計
				損失填補 準備金	その他剰余金					剰余金 合計		
				危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期 未処分 剰余金			
当期首残高	100,000	1,300,000	651	18,394	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431
当期変動額												
社員配当準備金の積立									△185,145	△185,145	△185,145	
損失填補準備金の積立				599					△599	－	－	
基金利息の支払									△277	△277	△277	
当期純剰余									323,459	323,459	323,459	
社会厚生福祉事業 助成資金の積立					3,000				△3,000	－	－	
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩					△3,000				3,000	－	－	
圧縮積立金の積立						9,380			△9,380	－	－	
圧縮積立金の取崩						△1,254			1,254	－	－	
圧縮特別勘定積立金の積立							1,007		△1,007	－	－	
圧縮特別勘定積立金の取崩							△13,728		13,728	－	－	
土地再評価差額金の取崩									2,740	2,740	2,740	
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	599	－	－	8,126	△12,721	－	144,772	140,776	140,776
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△185,145
損失填補準備金の積立					－
基金利息の支払					△277
当期純剰余					323,459
社会厚生福祉事業 助成資金の積立					－
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩					－
圧縮積立金の積立					－
圧縮積立金の取崩					－
圧縮特別勘定積立金の積立					－
圧縮特別勘定積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					2,740
基金等以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,379,880
当期変動額合計	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,520,657
当期末残高	6,642,100	△161,590	△57,447	6,423,062	8,318,270

2020年度 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,771,810	保険契約準備金	68,266,939
コールローン	540,086	支払備金	249,222
買入金銭債権	316,335	責任準備金	66,916,145
金銭の信託	135	社員配当準備金	1,046,832
有価証券	70,741,631	契約者配当準備金	54,738
貸付金	8,423,975	再保険借	8,065
有形固定資産	1,941,042	社債	1,432,612
土地	1,284,407	その他負債	3,871,138
建物	579,054	役員賞与引当金	433
リース資産	8,280	退職給付に係る負債	438,263
建設仮勘定	22,427	役員退職慰労引当金	689
その他の有形固定資産	46,872	ポイント引当金	8,528
無形固定資産	385,669	価格変動準備金	1,610,738
ソフトウェア	122,279	繰延税金負債	962,359
のれん	83,185	再評価に係る繰延税金負債	101,894
リース資産	31	支払承諾	71,728
その他の無形固定資産	180,172	負債の部合計	76,773,391
再保険貸	26,705	(純資産の部)	
その他資産	1,367,177	基金	100,000
退職給付に係る資産	468	基金償却積立金	1,300,000
繰延税金資産	13,538	再評価積立金	651
支払承諾見返	71,728	連結剰余金	709,574
貸倒引当金	△10,343	基金等合計	2,110,225
		その他有価証券評価差額金	6,767,268
		繰延ヘッジ損益	△163,088
		土地再評価差額金	△57,447
		為替換算調整勘定	△25,774
		退職給付に係る調整累計額	△6,511
		その他の包括利益累計額合計	6,514,448
		新株予約権	1,349
		非支配株主持分	190,546
		純資産の部合計	8,816,569
資産の部合計	85,589,960	負債及び純資産の部合計	85,589,960

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結実質子会社数 15社

主要な連結実質子会社

ニッセイ信用保証株式会社
ニッセイ・リース株式会社
ニッセイ・キャピタル株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
大樹生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
Nippon Life Insurance Company of America
NLI US Investments, Inc.
MLC Limited
Nippon Life India Asset Management Limited

NLI US Investments, Inc.は、2021年5月1日付で、Nippon Life Americas, Inc.に商号を変更しております。主要な非連結実質子会社は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結実質子会社については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結実質子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 15社

主要な持分法適用の関連会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
企業年金ビジネスサービス株式会社
長生人寿保險有限公司
Bangkok Life Assurance Public Company Limited
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited
Post Advisory Group, LLC
PT Sequis
PT Asuransi Jiwa Sequis Life
The TCW Group, Inc.
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結実質子会社（Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他）および関連会社（株式会社エスエルタワーズ他）については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項

連結実質子会社のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連会社に係るのれん相当額（以下「のれん等」という）は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. (1) 当社および一部の連結実質子会社の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険（40年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分）
 - ② 拠出型企業年金（27年以内）小区分（拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分）
 - ③ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ④ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））
 - ⑥ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））
 - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
 - ① 個人保険・個人年金商品（ただし一部保険種類を除く）
 - ② 終身がん保険・養老保険商品
 - ③ 一時払終身保険（確定積立金区分型）商品
 - ④ 上記を除く円建一時払商品（ただし、一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く）
 - ⑤ 上記を除く米ドル建商品（ただし一部保険種類を除く）
 - ⑥ 上記を除く豪ドル建一時払年金商品
 - (4) はなさく生命保険株式会社
 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (i) 建物
 定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
 主に定率法により行っております。
 なお、当社および一部の連結実質子会社のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 上記以外
 リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。また、一部の連結実質子会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
6. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結実質子会社については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てしております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,784百万円（担保・保証付債権に係る額64百万円）であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社および一部の連結実質子会社の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
 - ②数理計算上の差異の処理年数 5年
 - ③過去勤務費用の処理年数 5年
9. 役員退職慰労引当金は、一部の連結実質子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。なお、当社は、2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替え、その他負債に表示しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 当社および一部の連結実質子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
15. 当社および一部の実質子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社および一部の実質子会社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が382,024百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が382,024百万円減少しております。

イ 当社

2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に5年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち、既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が369,175百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が12,849百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が12,849百万円減少しております。

(2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当連結会計年度末より適用しております。

18. 当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	83,185百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	83,185百万円
②のれん相当額	77,554百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,896百万円
The TCW Group, Inc.	21,445百万円
PT Sequis	19,212百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。

19. 当社および一部の連結実質子会社の一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュエーション・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュエーション・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	173,998	173,998	－
その他有価証券	173,998	173,998	－
買入金銭債権	316,335	326,751	10,415
満期保有目的の債券	29,888	30,191	302
責任準備金対応債券	219,273	229,386	10,113
その他有価証券	67,173	67,173	－
金銭の信託	135	135	－
売買目的有価証券	135	135	－
有価証券	69,552,982	73,044,186	3,491,203
売買目的有価証券	1,440,294	1,440,294	－
満期保有目的の債券	370,358	389,156	18,797
責任準備金対応債券	27,454,740	30,919,189	3,464,449
子会社株式及び関連会社株式	39,211	47,168	7,956
その他有価証券	40,248,377	40,248,377	－
貸付金 (*3)	8,416,842	8,641,114	224,272
保険約款貸付	537,918	537,918	－
一般貸付	7,878,923	8,103,196	224,272
金融派生商品 (*4)	(400,186)	(400,186)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	63,355	63,355	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,541)	(463,541)	－
社債 (*3, *5)	(1,432,612)	(1,458,829)	(26,217)
売現先勘定 (*5)	(1,469,600)	(1,469,600)	－
借入金 (*5)	(736,801)	(737,525)	(724)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、() で示しております。

(2) 当社および一部の連結実質子会社の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの

イ 市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,188,648百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は84,677百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	20,024	20,523	499
	公社債	56,833	58,059	1,225
	外国証券	274,331	292,190	17,859
	小計	351,189	370,773	19,584
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	9,864	9,667	△196
	公社債	3,400	3,398	△1
	外国証券	35,794	35,508	△285
	小計	49,058	48,574	△484
合計		400,247	419,348	19,100

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	214,203	224,354	10,150
	公社債	22,123,969	25,651,315	3,527,346
	外国証券	997,047	1,092,943	95,896
	小計	23,335,220	26,968,614	3,633,393
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	5,069	5,032	△37
	公社債	4,171,431	4,018,029	△153,401
	外国証券	162,291	156,899	△5,392
	小計	4,338,793	4,179,962	△158,831
合計		27,674,013	31,148,576	3,474,562

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	32,897	34,123	1,225
	公社債	3,292,971	3,528,599	235,627
	株式	3,755,368	9,791,532	6,036,164
	外国証券	17,032,482	20,192,468	3,159,985
	その他の証券	2,232,400	2,463,052	230,651
	小計	26,401,122	36,064,776	9,663,654
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	119,000	118,998	△1
	買入金銭債権	33,422	33,050	△372
	公社債	536,059	524,379	△11,679
	株式	722,124	574,157	△147,966
	外国証券	2,220,427	2,144,908	△75,519
	その他の証券	1,045,053	1,029,278	△15,774
	小計	4,676,087	4,424,772	△251,314
合計		31,077,209	40,489,548	9,412,339

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの792,035百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき1,502百万円減損処理を行っております。

なお、当社および一部の連結実質子会社の時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金（譲渡性預金）	174,000	－	－	－
その他有価証券	174,000	－	－	－
買入金銭債権	6,109	4,822	48,017	254,861
満期保有目的の債券	－	－	－	29,093
責任準備金対応債券	109	2,522	42,206	174,309
その他有価証券	6,000	2,300	5,810	51,458
有価証券	1,319,939	6,787,566	13,980,804	32,172,987
満期保有目的の債券	34,145	160,709	107,106	68,082
責任準備金対応債券	424,632	3,045,759	5,119,545	18,612,509
その他有価証券	861,161	3,581,098	8,754,152	13,492,395
貸付金（＊1）	1,026,193	2,684,253	2,096,703	2,042,787
社債（＊2）	－	－	－	1,371,512
売現先勘定	1,469,600	－	－	－
借入金（＊3）	32,090	82,261	2,450	520,000

（＊1）保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,800百万円は含めておりません。

（＊2）劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

（＊3）劣後特約付借入金等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

21. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,319,874百万円、時価は1,736,904百万円であります。当社および一部の連結実質子会社は、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,313百万円であります。

22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,529百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は1,044百万円、延滞債権額は25,849百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は2,635百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は3,653百万円、延滞債権額は130百万円それぞれ減少しております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,203,751百万円であります。

24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,459,633百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	1,043,785百万円
ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	185,145百万円
ハ 当連結会計年度社員配当金支払額	203,557百万円
ニ 利息による増加額	21,458百万円
ホ 当連結会計年度末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,046,832百万円

26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	56,750百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	13,988百万円
ハ 利息による増加額	10百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	11,966百万円
ホ 当連結会計年度末現在高（イーロ＋ハ＋ニ）	54,738百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
 なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能です。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金620,000百万円が含まれております。

また、2021年5月11日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000億円
利 率	2031年5月11日まで 年0.97%（固定金利） 2031年5月12日以降 固定金利（ステップアップあり・5年ごとにリセット）
返済期限	2051年5月11日の3銀行営業日前（2031年5月11日およびその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能）
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金16,227百万円、有価証券2,465,498百万円、土地252百万円、建物40百万円、リース契約等に係る債権3,580百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,483,501百万円であります。
 なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却1,342,624百万円および売現先勘定1,469,600百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 非連結実質子会社および関連会社の株式および出資金の総額は435,824百万円であります。

31. スtock・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位：百万円)

事業費	581
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位：百万円)

新株予約権戻入益	13
----------	----

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数 (*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定 (*2)	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日

	Nippon Life India Asset Management Limited	
	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 156名	代表取締役 1名 従業員 31名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数 (*1)	普通株式 18,081,008株	普通株式 469,772株
付与日	2019年7月29日	2020年6月10日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日

(*1) 株式数に換算して記載しております。

(*2) 代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位：株)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	2,811,171	3,050,539	10,857,959	17,816,872	—
付与	—	—	—	—	469,772
失効	154,869	209,797	471,839	550,235	—
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	—
未確定残	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772
権利確定後					
前連結会計年度末	1,515,028	990,470	—	—	—
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	—
権利行使	1,811,972	145,255	1,321,990	1,113,683	—
失効	49,909	116,442	25,675	74,811	—
未行使残	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	—

□ 単価情報

(単位：ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60
行使時平均株価	330.13	302.89	322.66	323.13	—
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

□ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
株価変動性（＊1）	13.92%～20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%
予想残存期間（＊2）	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年	4.0年～5.5年
予想配当率（＊3）	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%
無リスク利子率（＊4）	6.20%～6.34%	7.06%～7.15%	6.32%～6.55%	6.22%～6.45%	4.37%～4.88%

（＊1）インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

（＊2）権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

（＊3）過去の配当実績によっております。

（＊4）残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

32. 非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1) 大樹生命保険株式会社

当社は、2021年3月16日に、大樹生命保険株式会社（当社が株式の82.6%を保有、以下「大樹生命」という）の株式の2.4%を非支配株主より取得しております。

①取引の概要

イ 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 大樹生命保険株式会社

事業の内容 生命保険業

□ 企業結合日

2021年3月31日（みなし取得日）

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得

ニ 結合後企業の名称

大樹生命保険株式会社

ホ その他取引の概要に関する事項

当社によるグループ戦略の推進やガバナンス体制の強化を目的として、大樹生命の株式の2.4%を追加取得し、当社議決権比率を引き上げております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金による支出額 8,027百万円

取得原価 8,027百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

□ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

5,530百万円

(2) ニッセイ少額短期設立準備株式会社

当社は、少額短期保険子会社（以下「新会社」という）の設立に向け、2021年4月30日にニッセイ少額短期設立準備株式会社（以下「準備会社」という）を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社名	ニッセイ少額短期設立準備株式会社
ロ 本店所在地	東京都千代田区
ハ 資本金	5億9,999万円（資本準備金含む）

③設立の時期

2021年4月30日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第272条の31第1項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第272条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

33. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は3,028,877百万円であります。

34. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は389,126百万円であります。

35. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は274,291百万円であります。

36. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社および一部の連結実質子会社に対応する見積額は85,539百万円であります。

なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

37. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結実質子会社は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	697,314百万円
ロ 勤務費用	29,802百万円
ハ 利息費用	4,221百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	5,705百万円
ホ 退職給付の支払額	△46,476百万円
ヘ その他	128百万円
ト 期末における退職給付債務（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	690,695百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	248,422百万円
ロ 期待運用収益	3,527百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	12,403百万円
ニ 事業主からの拠出額	7,439百万円
ホ 退職給付の支払額	△18,172百万円
ヘ その他	18百万円
ト 期末における年金資産（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	253,640百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	702百万円
ロ 退職給付費用	94百万円
ハ 退職給付の支払額	△57百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債（イ+ロ+ハ）	739百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	260,881百万円
ロ 年金資産	△253,640百万円
	7,241百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	430,553百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795百万円
ホ 退職給付に係る負債	438,263百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△468百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	29,802百万円
ロ 利息費用	4,221百万円
ハ 期待運用収益	△3,527百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,493百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	94百万円
ト その他	106百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト）	35,872百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	13,191百万円
ロ 過去勤務費用	△1,317百万円
ハ 合計（イ+ロ）	11,873百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	14,840百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△5,271百万円
ハ 合計（イ+ロ）	9,568百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	48.1%
ロ 外国証券	20.0%
ハ 現金及び預貯金	19.8%
ニ 国内債券	8.0%
ホ 国内株式	4.0%
ヘ その他	0.0%
ト 合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.3%～6.4%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%～6.4%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,069百万円です。

38. (1) 繰延税金資産の総額は1,955,435百万円であり、繰延税金負債の総額は2,796,840百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は107,416百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,134,764百万円、価格変動準備金449,440百万円および退職給付に係る負債120,652百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,615,062百万円であります。
- 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△20.7%であります。

39. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。
40. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- 当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上しております。
- 当該修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は15,242百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は779,013百万円であります。

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,160,966
保険料等収入	5,190,112
資産運用収益	2,682,040
利息及び配当金等収入	1,558,947
売買目的有価証券運用益	10,488
有価証券売却益	537,390
有価証券償還益	3,998
為替差益	413,806
その他運用収益	2,535
特別勘定資産運用益	154,873
その他経常収益	288,813
経常費用	7,685,338
保険金等支払金	4,696,798
保険金	1,233,439
年金	991,956
給付金	847,024
解約返戻金	1,278,280
その他返戻金	256,135
再保険料	89,962
責任準備金等繰入額	1,508,211
責任準備金繰入額	1,486,743
社員配当金積立利息繰入額	21,458
契約者配当金積立利息繰入額	10
資産運用費用	347,208
支払利息	31,354
金銭の信託運用損	34,144
有価証券売却損	47,651
有価証券評価損	6,766
有価証券償還損	14,852
金融派生商品費用	146,237
貸倒引当金繰入額	5,910
貸付金償却	26
賃貸用不動産等減価償却費	20,604
その他運用費用	39,660
事業費	791,723
その他経常費用	341,395
経常利益	475,628
特別利益	1,550
固定資産等処分益	1,536
新株予約権戻入益	13
特別損失	93,483
固定資産等処分損	6,201
減損損失	5,084
価格変動準備金繰入額	79,116
不動産圧縮損	80
社会厚生福祉事業助成金	3,000
契約者配当準備金繰入額	11,966
税金等調整前当期純剰余	371,727
法人税及び住民税等	154,691
法人税等調整額	△119,051
法人税等合計	35,639
当期純剰余	336,087
非支配株主に帰属する当期純剰余	4,583
親会社に帰属する当期純剰余	331,504

連結損益計算書の注記

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第24号）に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した、重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。
 - ①資産をブルーピングした方法
 - イ 不動産等

当社および一部の連結実質子会社は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。
 - ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。
 - ②減損の兆候の識別
 - イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。
 - ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

 - (i)当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
 - (ii)事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合
 - (iii)経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においてはNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額および、PT Sequisに係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）の第109項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。
 - ③減損損失の認識および測定
 - イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。
 - ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額（Embedded Value（以下「EV」という）と新契約価値の合計）を使用しております。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社であるReliance Nippon Life Insurance Company LimitedおよびPT Sequisに係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いるEVはTEVを使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価するEVの計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額は、上記に加えて、インドネシアの経済成長率や新型コロナウイルスの影響期間を

2021年までとする仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、のれん相当額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識していません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別されたNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limitedから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識していません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	188	116	304
遊休不動産等	3,315	1,464	4,779
合計	3,503	1,580	5,084

3. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社の再保険料には、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険料49,972百万円が含まれており、そのうち出再責任準備金調整額（市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額を除く）は11,398百万円、市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額は49,658百万円であります。
- 当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ42,047百万円減少しております。

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△185,145	△185,145
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				331,504	331,504
土地再評価差額金の取崩				2,740	2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				5,962	5,962
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	154,784	154,784
当期末残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△185,145
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									331,504
土地再評価差額金の取崩									2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									5,962
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,504,575
当期変動額合計	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,659,359
当期末残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,546	8,816,569

連結基金等変動計算書の注記

1. 新株予約権等に関する事項

(単位：百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての 新株予約権	1,349

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人 トー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 樋口 誠之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 白田 英生 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野あや子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人 トー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 樋口 誠之 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 白田 英生 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野あや子 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWeb会議システム等も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、実質子会社については、実質子会社の取締役、執行役員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。なお、渡航制限等により往査を控えた海外子会社については、その方法としてWeb会議システム等を利用して、事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他相互会社およびその実質子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、実質子会社の取締役、執行役員および使用人等からも必要に応じてその構築および運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

日本生命保険相互会社 監査役会

社 外 監 査 役	今	井	敬	㊞
社 外 監 査 役	豊	泉	貫 太 郎	㊞
社 外 監 査 役	但	木	敬 一	㊞
社 外 監 査 役	佐	藤	良 二	㊞
常任監査役（常勤）	小	林	一 生	㊞
常任監査役（常勤）	内	海	弘 毅	㊞

(注)「監査上の主要な検討事項」は、保険業法第110条第2項の規定に基づく連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されております。当社オフィシャルHP（2021年5月26日付ニュースリリース「2020年度決算（案）」について）をご覧ください。

2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

(1) 評議員会に対する諮問事項

2020年度に開催した評議員会への付議事項は次の通りです。

2020年11月19日 Web会議ツールを用いて開催

- ①2020年度上半期報告
- ②経営課題への取組

2021年3月3日 Web会議ツールを用いて開催

- ①経営課題への取組

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年5月の評議員会は中止とし、予定していた付議事項については、評議員へ書面等で情報提供し、ご意見を頂戴する運営としました。

(2) ニッセイ懇話会開催結果

2020年度のニッセイ懇話会は、2021年1月から3月にかけて、Web開催と書面開催で実施しました。総代119名を含む、ご契約者等3,260名から、7,702件のご意見・ご要望をいただきました。

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 2020年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

なお、当期につきましては、当期末処分剰余金3291億9975万6825円と、圧縮積立金取崩額13億9031万9644円、および圧縮特別勘定積立金取崩額10億6215万6168円を合わせました、3316億5223万2637円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、2760億618万2192円（保険業法に基づく繰入率は100.39%）とさせていただきたいと存じます。

損失填補準備金につきましては、保険業法に基づき9億9500万円とさせていただきたいと存じます。

基金償却積立金につきましては、2017年度に募集いたしました基金の償却のため、500億円とさせていただきたいと存じます。

基金利息につきましては、2017年度および2019年度に募集いたしました基金の契約に基づき2億7700万円とさせていただきたいと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金につきましては、30億円とさせていただきたいと存じます。

圧縮積立金につきましては、13億7405万445円とさせていただきたいと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきたいと存じます。

2020年度（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
当期末処分剰余金	329,199,756,825
任意積立金取崩額	2,452,475,812
圧縮積立金取崩額	1,390,319,644
圧縮特別勘定積立金取崩額	1,062,156,168
計	331,652,232,637
剰余金処分額	331,652,232,637
社員配当準備金	276,006,182,192
差引純剰余金	55,646,050,445
損失填補準備金	995,000,000
基金償却積立金	50,000,000,000
基金利息	277,000,000
任意積立金	4,374,050,445
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000,000
圧縮積立金	1,374,050,445
次期繰越剰余金	0

第2号議案

2020年度決算に基づく社員配当金割当の件

2020年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

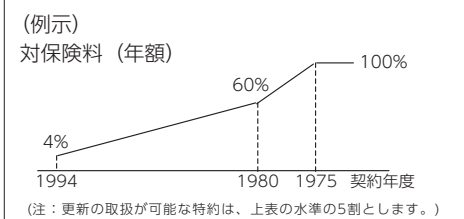
(1) 利益配当付個人保険および個人年金保険（1996年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。）

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。 (この額が負値となるときは、零とします。)
①費差益配当金	・ 保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。 ・ さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乗せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。
③災害疾病特約配当金	・ 災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。

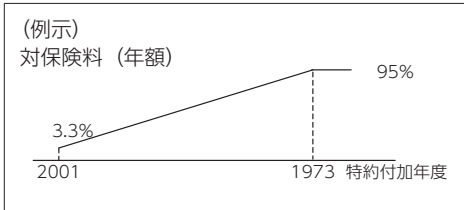
<ご参考(*)>

(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 保険金100万円につき 350円
(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険 保険金100万円につき 535円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円
(例示) 1990年4月2日以後に締結された災害割増特約 災害保険金100万円につき 50円 1987年4月2日以後に締結された新入院医療特約 本人型 40歳 入院給付日額1,000円につき 500円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 月払 利差益配当率 0.00% 配当調整率 1.50%

定期健康配当金	・ 定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表7）を乗じた額とします。
---------	--



災害疾病健康配当金	・ 災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表8）を乗じた額とします。
-----------	---



消滅時配当金	・ 養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。 （この額が負値となるときは零とします。）
--------	--

<ご参考（※）>

（例示）
 予定利率4%の養老保険（満期・死亡）
 責任準備金の2.0%（1972年度契約）
 から9.2%（1969年度以前契約）
 {注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率}

保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表10）を乗じた額とします。
------------	---

（例示）
 保障見直し前契約が1994年度契約の定期付終身保険の場合
 保障見直し前の終身保険の保険金
 100万円につき 550円
 保障見直し前の定期保険特約の保険金
 100万円につき 25円

(2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険〔販売通称N E O〕

5年ごと利差配当金	・ 保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。 （この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。）
①利差益配当金	・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。 なお、2020年度決算の利差益配当率は（別表5）のとおりとします。
②配当調整額	・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。 なお、2020年度決算の配当調整率は（別表6）のとおりとします。

<ご参考（※）>

（例示）
 1998年度契約の終身保険 月払
 経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定
 （利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。）

経過年数	19年	20年	21年	22年	23年
決算年度	2016決算	2017決算	2018決算	2019決算	2020決算
利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
配当調整率	1.35%	1.35%	1.35%	1.65%	1.65%

5年ごと危険差配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の危険差益（死差益）配当率を乗じた額を累計した額とします。（但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） なお、2020年度の危険差益配当率は（別表3-2）のとおりとします。
------------	--

（例示）終身保険 男性 40歳
 危険保険金100万円につき 0円
 （2020年度決算に基づく部分）

定期健康配当金	・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。
---------	---

消滅時配当金	・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。
--------	--

保障見直し特別配当金	・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。
------------	--

(3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称 E X]

5年ごと配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。 (経過期間に応じて所要の調整を行います。)
消滅時配当金	・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。 (消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)
保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、2020年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

通常ポイント	・ 責任準備金に通常ポイント率（別表11）を乗じた数とします。	（例示）2001年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント
定期健康ポイント	・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、 危険保険金に定期健康ポイント率（別表12） を乗じた数とします。	（例示）2007年4月2日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0ポイント
災害疾病健康ポイント	・ 保険料（年額）に災害疾病健康ポイント率 （別表13）を乗じた数とします。	（例示）総合医療特約 保険料（年額）1万円につき 0ポイント

(4) 個人保険（有配当）および個人年金保険（有配当）

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の 合計額から⑤の額を控除した額に経過別係数 （別表14）を乗じた額とします。ただし、複 数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引 き受ける場合には、この額を合計した額とし ます。 ・ 上記の額が負値となるときは、零とします。	（例示）終身保険 保険金100万円につき 0円
①費差益配当金	・ 保険金に費差益配当率（別表15）を乗じた 額とします。	（例示）2020年4月1日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 49円
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-3） を乗じた額とします。	（例示）総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額1,000円につき 30円
③災害疾病配当金	・ 入院給付日額等に災害疾病配当率（別表16） を乗じた額とします。	（例示）2017年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 利差益配当率 1.35% 配当調整率 0.00%
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じ た額とします。	
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた 額とします。	

2. 団体保険

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表17）を乗じた額とします。 |
| (2) 総合福祉団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表18）を乗じた額とします。 |
| (3) 新団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表19）を乗じた額とします。 |
| (4) 団体信用生命保険、
消費者信用団体生命保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表20）を乗じた額とします。 |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険 | : 零とします。 |
| (6) 団体終身保険 | : 零とします。 |
| (7) 介護保障保険（団体型） | : 危険差益（死差益）に配当率（別表21）を乗じた額とします。 |

3. 団体年金保険

- ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。）
- (a) 責任準備金に配当率（別表22）を乗じた額
- (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて危険差益（死差益）に50%から95%を乗じた額
- (c) 責任準備金関係損益額

4. 財形保険および財形年金保険

- ・責任準備金に配当率（別表23）を乗じた額とします。

5. 医療保障保険

- | | |
|------------------|---|
| (1) 医療保障保険（個人型） | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき
男性：583円から837円までの額とします。
女性：733円から987円までの額とします。 |
| (2) 医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に25%から70%を乗じた額とします。 |
| (3) 新医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に20%から40%を乗じた額とします。） |
| (4) 総合医療保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に50%から70%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に40%から60%を乗じた額とします。） |

6. 団体就業不能保障保険

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

(別表1) 費差基本配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(保険金*1100万円につき)

種類 (例示)	配当率*2
養老保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) で保険料払込中の契約	350 円
定期保険 3大疾病保障定期保険 定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 生活保障特約 3大疾病保障定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約	200
生存給付金付定期保険	260
育英年金付こども保険 (H2)	0

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。((別表3-1)、(別表3-2)、(別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11) および (別表12) において掲げられた例示以外の配当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

*1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。((別表2)、(別表10) および (別表15) において同様の取扱とします。)

*2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給付割合×150円を加えた額とします。

(別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

保険契約ごとの合計保険金額	配当率*
5,000万円以上	535 円
3,000万円以上5,000万円未満	435
2,000万円超 3,000万円未満	335

(注) * 1999年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

(別表3-1) 危険差益配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類（例示）		性別	配当回数	配当率*					
				（到達年齢）					
				（20歳）	（30歳）	（40歳）	（50歳）	（60歳）	（70歳）
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 育英年金付こども保険（H2） 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 年金保険（年金支払開始日前）	新規契約	男		円	円	円	円	円	円
			5回目以下	330	140	130	230	2,060	3,590
			9回目以下	330	120	130	230	2,060	3,590
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	
		女	5回目以下	40	50	120	280	1,020	3,150
			9回目以下	40	30	120	240	1,020	3,150
	10回目以上		0	0	0	0	0	0	
	転換契約	男	5回目以下	290	100	90	150	2,060	3,130
			9回目以下	290	80	90	150	2,060	3,130
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	30	30	80	270	910	2,860
			9回目以下	30	10	80	230	910	2,860
10回目以上			0	0	0	0	0	0	
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	260	60	530	1,490	1,040	2,840
			10回目以上	50	60	180	490	1,040	2,840
		女	9回目以下	20	60	140	430	920	6,540
			10回目以上	20	60	140	430	790	1,910
	転換契約	男	9回目以下	220	10	390	1,100	200	480
			10回目以上	10	10	40	100	200	480
		女	9回目以下	10	10	20	90	290	5,020
			10回目以上	10	10	20	90	160	390
疾病障害保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	410	230	530	1,090	4,120	12,530
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	40	190	550	1,220	3,710	8,840
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	9回目以下	370	190	460	840	2,880	8,080
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	30	170	500	1,090	3,340	7,930
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	男	9回目以下	10	10	0	780	2,230	6,400
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	0	0	0	230	1,620	5,260
			10回目以上	0	0	0	0	0	0

(注) * 主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 危険差益配当率 (例示)

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	経過年数	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約	男	9年以下	円 290	円 0	円 70	円 130	円 1,830	円 3,020
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	20	0	70	160	880	2,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険特約	男	9年以下	210	0	350	1,000	0	0
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	0	130	4,630
		9年超	0	0	0	0	0	0
疾病障害保障定期保険特約	男	9年以下	360	180	440	770	2,550	6,920
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	30	160	490	1,060	3,240	7,700
		9年超	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9年以下	0	0	0	640	1,940	5,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	130	1,380	4,680
		9年超	0	0	0	0	0	0

(注) *①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。

②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。

(別表3-3) 危険差益配当率 (例示)

【2012年4月2日以後2018年3月31日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数 (例示)	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 240	円 175	円 339	円 983	円 2,115	円 7,498
		9回目	57	48	60	155	327	1,035
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
		1回目	41	131	116	265	350	2,245
	女	9回目	19	39	46	78	132	378
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
	男	1回目	327	175	1,033	1,769	4,011	12,803
		9回目	64	68	185	363	738	1,967
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
		1回目	353	446	813	1,294	2,400	5,358
3大疾病保障保険	男	9回目	51	78	197	313	496	958
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
	女	1回目	341	421	716	1,145	2,210	5,095
		9回目	39	53	100	164	306	695
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
出産サポート給付金付3大疾病保障保険	男	1回目	520	205	509	783	1,535	3,368
		9回目	71	48	79	133	262	576
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	191	221	436	445	530	3,365
		9回目	22	39	68	86	132	503
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
身体障害保障保険	男	1回目	240	115	249	833	895	4,208
		9回目	57	48	59	138	207	670
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	51	101	306	455	350	2,255
		9回目	19	39	54	87	132	379
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
介護保障保険	男	1回目	70	70	560	1,270	3,470	10,060
		9回目	8	8	62	141	386	1,118
		10回目以上	0	0	0	0	0	0
	女	1回目	160	160	640	960	2,000	5,250
		9回目	18	18	71	107	222	583
		10回目以上	0	0	0	0	0	0

(注) *①例示の配当回数間における配当率は、配当回数1回あたり均等に減少させた率に所要の調整をした率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) については、第2危険保険金100万円につき下記に定める額を加えた額とします。

③契約締結日から9年以上経過して更新される契約については、配当回数10回目以上の率とします。

(第2危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 70	円 70	円 560	円 1,270	円 3,470	円 10,060
		9回目	8	8	62	141	386	1,118
		10回目以上	0	0	0	0	0	0
	女	1回目	160	160	640	960	2,000	5,250
		9回目	18	18	71	107	222	583
		10回目以上	0	0	0	0	0	0

【2018年4月1日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	男	1回目	円 30	円 15	円 49	円 103	円 235	円 538
		}	}	}	}	}	}	}
		3回目	20	10	33	68	147	331
		4回目以上	15	8	25	51	103	227
	女	1回目	1	11	36	65	110	245
		}	}	}	}	}	}	}
		3回目	1	8	27	49	82	178
		4回目以上	1	7	22	41	68	145
3大疾病保障保険	男	1回目	37	35	103	239	461	923
		}	}	}	}	}	}	}
		3回目	27	30	87	204	373	716
		4～9回目	22	28	79	187	329	612
		10回目以上	15	8	25	51	103	227
	女	1回目	13	36	133	214	300	508
		}	}	}	}	}	}	}
		3回目	13	33	124	198	272	441
		4～9回目	13	32	119	190	258	408
		10回目以上	1	7	22	41	68	145

ただし、逡増定期保険については、下表のとおりとします。

【2012年4月2日以後2016年6月19日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逡増定期保険	男	1回目	円 480	円 145	円 419	円 1,083	円 4,235	円 10,718
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	297	18	140	255	2,447	4,255
		10回目以上	36	0	37	68	134	335
	女	1回目	71	91	196	475	1,250	5,265
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	49	0	126	288	1,032	3,398
		10回目以上	11	0	27	48	83	176

【2016年6月20日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逡増定期保険	男	1回目	円 240	円 175	円 339	円 983	円 2,115	円 7,498
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	57	48	60	155	327	1,035
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	41	131	116	265	350	2,245
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	19	39	46	78	132	378
		10回目以上	11	26	27	48	83	176

また、予定利率変動型一時払増終身保険および指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険については、契約締結時期にかかわらず、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
予定利率変動型一時払増終身保険 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	—	—	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(別表4) 災害疾病特約配当率 (例示)

(災害保険金100万円につき*)

種類 (例示)	配当率	
	男性	女性
災害保障特約 (本人型)	1,280 円	1,650 円
交通災害保障特約	930	1,110
災害倍額支払定期保険特約	350	500
定期保険災害給付特約	450	600
災害割増特約 (58)、(60) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新傷害特約 (本人型) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新災害入院特約 (本人型)	150	300
特定損傷特約	350	150

(注) *①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。

②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき*)

種類 (例示)	到達年齢	配当率
手術給付金付疾病入院給付特約 (51)	—	100 円
疾病入院特約 (本人型)	—	100
新入院医療特約 (本人型)	49歳以下	500
	50歳以上	400
	39歳以下	260
	40歳以上49歳以下	270
	50歳以上59歳以下	250
新成人病割増入院医療特約 (2倍型)	60歳以上	290
	39歳以下	180
	40歳以上49歳以下	190
	50歳以上59歳以下	200
	60歳以上	260
新成人病入院医療特約	39歳以下	20
	40歳以上49歳以下	40
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	190
通院特約 (本人型)	39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	80
	50歳以上59歳以下	130
	60歳以上	220
長期入院特約 (本人型)	19歳以下	10
	20歳以上29歳以下	20
	30歳以上39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	60
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
	19歳以下	0
女性入院特約	20歳以上29歳以下	30
	30歳以上39歳以下	80
	40歳以上49歳以下	90
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
	—	0
総合医療特約	—	0

(注) *通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

(別表5) 利差益配当率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当率
0.5%以下	(1.75%－予定利率)
0.5%超1.0%以下	(1.65%－予定利率)
1.0%超1.5%以下	(1.55%－予定利率)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、予定利率変動型一時払通増終身保険、指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	0%

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

(別表6) 配当調整率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当調整率
1.5%超2%以下	(予定利率－1.45%)
2%超3%以下	(予定利率－1.25%)
3%超4%以下	(予定利率－1.05%)
4%超5%以下	(予定利率－0.85%)
5%超	(予定利率－0.65%)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当調整率
1995年9月25日以後締結された一時払養老保険	(予定利率－1.50%)
1998年4月2日以後締結された一時払年金保険	(予定利率－1.35%)
1998年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険	
1998年6月25日以後締結された一時払終身保険	(予定利率－1.20%)

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。

(別表7) 定期健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) *1) に対して)

契約年度*2 (例示)	配当率*3
1975年度以前	100.0% [50.0%]
}	}
1980年度	60.0 [30.0]
}	}
1994年度	4.0 [2.0]

(注)・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、生活保障特約および遞減定期保険特約

*1①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。((別表8)、(別表12) および (別表13) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

*2①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。((別表9) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

*3①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。((別表8) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[] 内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)

(別表8) 災害疾病健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) に対して)

特約付加年度* (例示)	配当率
1973年度以前	95.0%
}	}
2001年度	3.3

(注)・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、こども災害入院特約、新災害入院特約およびこども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、こども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、こども入院医療特約、新入院医療特約、こども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

*①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、1997年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

(別表9) 消滅時配当率 (例示)

・1955年度以後契約

(責任準備金に対して)

契約年度	配当率*			
	予定利率4%以下契約		予定利率4%超契約	
	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約
1968年度以前	9.2 %	4.4 %	4.4 %	—
1969	9.2	4.4	2.0	—
1970	6.8	2.0	—	—
1971	4.4	—	—	—
1972	2.0	—	—	—

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および(別表7)に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

*①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の1割とします。

(別表10) 保障見直し特別配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)		契約締結時期	配当率
利益配当付個人保険 利益配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付個人保険 5年ごと利差配当付個人年金保険	養老保険	1993年3月31日以前	750
	終身保険		
	生存給付金付定期保険		
	生存給付金付定期保険特約		
	新生存給付金付定期保険特約	1998年4月1日以後	150
	育英年金付こども保険 (H2)		
	年金保険		
	定期保険	1990年3月31日以前	50
	3大疾病保障定期保険		
	定期保険特約		
	生活保障特約	1998年4月1日以後	5
	3大疾病保障定期保険特約		

(別表11) 通常ポイント率 (例示)

(責任準備金100万円につき)

予定利率 (例示)	保険期間	ポイント率*
1.15%		ポイント
	5年以下	200
	5年超10年以下	160
	10年超20年以下	144
	20年超	136
1.65%	—	0
2.15%	—	0

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

種類	ポイント率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険	ポイント 0

(注) *①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

②年金支払開始後契約（年金特約は除く）については、上記の1割とします。

③年金特約については、上記の5割とします。

(別表12) 定期健康ポイント率 (例示)

【2007年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
定期保険特約 定期保険 養老保険 終身保険 育英年金付こども保険 生存給付金付定期保険 新生存給付金付定期保険特約 疾病障害保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 20.4	ポイント 253.6	ポイント 343.5
			5年超10年以下	0	0	0	16.3	202.9	274.8
			10年超20年以下	0	0	0	14.7	182.6	247.3
			20年超	0	0	0	13.9	172.4	233.5
			}	}	}	}	}	}	}
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
			20年超	0	0	0	0	0	0
	女	1回目	5年以下	0	0	0	0	0	120.8
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	96.6
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	87.0
			20年超	0	0	0	0	0	82.1
			}	}	}	}	}	}	}
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
			20年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	0	0	0	6.4	358.1	677.5
			5年超10年以下	0	0	0	5.1	286.5	542.0
			10年超20年以下	0	0	0	4.6	257.8	487.8
			20年超	0	0	0	4.4	243.5	460.7
			}	}	}	}	}	}	}
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
			20年超	0	0	0	0	0	0
	女	1回目	5年以下	0	0	0	0	274.8	756.8
			5年超10年以下	0	0	0	0	219.8	605.4
			10年超20年以下	0	0	0	0	197.9	544.9
			20年超	0	0	0	0	186.9	514.6
			}	}	}	}	}	}	}
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
			20年超	0	0	0	0	0	0
生活保障特約 年金保険 (年金支払開始日前)	男	1回目	10年超20年以下	0	0	0	15.0	183.0	247.0
		}		}	}	}	}	}	}
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
	女	1回目		0	0	0	0	0	87.0
		}		}	}	}	}	}	}
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
新介護保障特約	—	—	—	0	0	0	0	0	0

(注) * ①例示のポイント加算回数間における配当率は、ポイント加算回数に応じて減少させた率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

③主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、ポイント加算回数10回目以上の率とします。

また、通増定期保険および新通増定期保険（H18）については、下表のとおりとします。

（危険保険金100万円につき）

種類	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
通増定期保険 新通増定期保険（H18）	男	1回目	10年超20年以下	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 123.4	ポイント 559.2	ポイント 792.3
		〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
	女	1回目		0	0	0	0	331.8	617.3
		〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
		10回目以上		0	0	0	0	0	0

（別表13） 災害疾病健康ポイント率

（保険料（年額）1万円につき）

種類	ポイント率
新災害入院特約（H11） こども新災害入院特約（H11）	2.5
新入院医療特約（H11） こども新入院医療特約（H11） 新成人病入院医療特約（H11） 女性入院特約（H11）	5
入院医療保険 総合医療特約 新がん入院特約 総合医療保険 総合保障終身保険	0

（別表14） 経過別係数（例示）

種類（例示）	保険期間	係数						
		(経過年数) *						
		(1年)	(5年)	(10年)	(15年)	(20年)	(25年)	(30年)
養老保険 年金保険（年金支払開始日前） 低解約払戻金型長寿生存保険 （年金支払開始日前） こども保険 生存給付金付定期保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険	10年以下	50%	110%	110%	－%	－%	－%	－%
	10年超20年以下	50	69	92	115	115	－	－
	20年超	50	60	72	84	96	108	120
定期保険 終身保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保 険（継続サポート年金支払期 間開始前） 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾 病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険 総合医療保険 がん医療保険 こども総合医療保険	10年以下	55	115	115	－	－	－	－
	10年超20年以下	55	74	97	120	120	－	－
	20年超	55	65	77	89	101	113	125
通増定期保険	－	50	105	105	105	105	105	105

（注）・年金支払開始後契約および継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。

*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。

(別表15) 費差益配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)	配当率
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 低解約払戻金型長寿生存保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 遡増定期保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	0円

(別表16) 災害疾病配当率 (例示)

(入院給付日額1,000円につき*)

種類	性別	配当率 (到達年齢)					
		(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
総合医療保険 (基本型)	男	20円	20円	30円	40円	90円	170円
	女	20	50	30	40	60	120
総合医療保険 (特定疾病倍額型)	男	20	30	40	70	150	290
	女	20	50	40	50	90	180
総合医療保険 (女性特定疾病倍額型)	男	—	—	—	—	—	—
	女	30	70	50	50	80	160
がん医療保険	男	0	0	0	10	30	70
	女	0	0	10	10	20	40
こども総合医療保険	—	20	20	20	20	20	20
特定損傷保険 就業不能保険 入院総合保険 入院継続時収入サポート保険	—	0	0	0	0	0	0

(注) *①特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

②就業不能保険については、「長期就業不能給付月額10万円につき」と読み替えます。

③入院総合保険については、「入院給付金10万円につき」と読み替えます。

④入院継続時収入サポート保険については、「給付月額10万円につき」と読み替えます。

(別表17) 団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数*1		配当率			
		加入率*2			
		25%以上35%未満	10%以上25%未満	10%未満	
25人以上	25人未満	14 %	— %	— %	— %
100人以上	100人未満	28	20	11	7
200人以上	200人未満	40	30	18	12
350人以上	350人未満	48	36	24	17
500人以上	500人未満	53	42	29	21
1,000人以上	1,000人未満	63	50	38	28
2,000人以上	2,000人未満	74	63	48	37
3,500人以上	3,500人未満	84	71	59	50
5,000人以上	5,000人未満	90	81	68	59
1万人以上	1万人未満	95	86	76	67
		97	92	82	78

(注)・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分について、責任準備金の額に0.05%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分について、責任準備金の額に0.65%を乗じた額、予定利率が0.70%の部分について、責任準備金の額に0.95%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(総合福祉団体定期保険、新団体定期保険、3大疾病保障保険(団体型)および介護保障保険(団体型)に付加される年金払特約部分についても同様の取扱とします。)

*1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表18)、(別表19)、(別表20)および(別表21)において同様の取扱とします。)

*2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表19)において同様の取扱とします。)

(別表18) 総合福祉団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		支払率*1			
		40%超	25%超40%以下	10%超25%以下	10%以下
		配当率*2			
25人未満		14 %	14 %	14 %	14 %
25人以上	100人未満	28	28	28	28
100人以上	200人未満	40	40	40	40
200人以上	350人未満	48	48	48	48
350人以上	500人未満	53	53	53	53
500人以上	1,000人未満	63 [63]	63 [72]	63 [76]	63 [78]
1,000人以上	2,000人未満	74 [74]	74 [84]	74 [87]	74 [89]
2,000人以上	3,500人未満	84	90.3	91.8	92.5
3,500人以上	5,000人未満	90	94.1	95.0	95.4
5,000人以上	1万人未満	95	97.1	97.5	97.9
1万人以上		97	98.1	98.4	98.7

(注) *1 支払率 = $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$ とします。

*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [] 内の配当率を適用します。

(別表19) 新団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率		
			加入率	
			25%以上35%未満	10%以上25%未満
100人未満		10 %	5 %	5 %
100人以上	200人未満	20	15	5
200人以上	350人未満	30	20	5
350人以上	500人未満	35	25	5
500人以上	1,000人未満	45	30	5
1,000人以上	2,000人未満	60	40	10
2,000人以上	3,500人未満	70	50	10
3,500人以上	5,000人未満	80	60	15
5,000人以上	1万人未満	85	65	20
1万人以上	2万人未満	90	75	25
2万人以上	5万人未満	92	85	30
5万人以上		94	90	45

(別表20) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	25人未満	10	%
25人以上	100人未満	20	
100人以上	200人未満	30	
200人以上	350人未満	40	
350人以上	500人未満	50	
500人以上	1,000人未満	58	
1,000人以上	2,000人未満	64	
2,000人以上	3,500人未満	69	
3,500人以上	5,000人未満	75	
5,000人以上	1万人未満	80	
1万人以上	10万人未満	87	
10万人以上	30万人未満	90	
30万人以上		97	

ただし、3大疾病保障特約、がん保障特約、身体障害保障特約、介護保障特約または高度障害保険金不担保特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
		区分Ⅰ*1	区分Ⅱ*2
	25人未満	10 %	7 %
25人以上	100人未満	20	17
100人以上	200人未満	30	27
200人以上	350人未満	40	37
350人以上	500人未満	50	47
500人以上	1,000人未満	58	55
1,000人以上	2,000人未満	64	61
2,000人以上	3,500人未満	69	66
3,500人以上	5,000人未満	75	70
5,000人以上	1万人未満	80	73
1万人以上	10万人未満	87	77
10万人以上	30万人未満	90	80
30万人以上		97	85

(注) ①危険差益については、死亡・高度障害部分、死亡・高度障害・3大疾病部分等のそれぞれの部分の危険差益に区分します。(障害特約が付加されている団体信用生命保険については、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②一部の部分が危険差損となる場合、それぞれの部分の危険差益について、相殺係数を乗じた額とします。(この額が負値となるときは零とします。) ここで相殺係数とは、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額から危険差損となっている各部分の危険差損の合計額を控除した額を、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額で除したものとします。

③それぞれの部分の危険差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。

*1 区分Ⅰは死亡・高度障害部分、死亡部分、死亡・身体障害部分、死亡・介護部分、死亡・身体障害・介護部分とします。

*2 区分Ⅱは死亡・高度障害・3大疾病部分、死亡・高度障害・がん部分、死亡・3大疾病部分、死亡・3大疾病・身体障害部分、死亡・3大疾病・介護部分、死亡・3大疾病・身体障害・介護部分とします。

(別表21) 介護保障保険(団体型) 配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	1,000人未満	10	%
1,000人以上	3,500人未満	20	
3,500人以上	1万人未満	30	
1万人以上	5万人未満	40	
5万人以上		50	

(別表22) 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、 新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険	0.75%	1.06%
	1.50	0.31
拠出型企業年金保険（H14）	0.75	0.98
	1.25	0.48
	1.50	0.23
新企業年金保険（H14）、厚生年金基金保険（H14）、 確定給付企業年金保険	1.25	1.24

(注) 企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険（H14）との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。）

* 上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率2.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表23) 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、 勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、 財形年金積立保険	1.00%	0.35%
	0.70	0.65

(注) * 上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

1. 変更の理由

令和3年度に500億円の基金を新たに募集するため、変更を行うものです。

2. 変更の内容

<下線部は変更箇所>

現行定款	変更案
第49条（基金の総額） 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、<u>1兆4000億円</u>とする。 附 則 （新 設）	第49条（基金の総額） 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、<u>1兆4500億円</u>とする。 附 則 <u>3 令和3年7月2日付改正に関する経過措置</u> <u>令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。</u> <u>(1) 第50条関係</u> <u>1 令和3年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は5年以内に行う。</u> <u>2 令和3年度に募集した基金が償却された時。</u>

第4号議案

評議員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任評議員が任期満了となりますので、定款第25条の規定により次期評議員21名の選任をお願いいたします。

評議員候補者の選考基準は、当社経営課題に関連する分野について専門知識を有していること、または、経営実務等に携わり当社経営上の重要事項について意見が期待できることとしており、当該選考基準にもとづく評議員の候補者は次のとおりです。

氏 名	職 業	区 分
相 川 直 樹	慶應義塾大学 名誉教授	重 任
飯 島 彰 己	三井物産株式会社 取締役	重 任
伊 東 信 一 郎	A N A ホールディングス株式会社 会長	新 任
伊 藤 雅 俊	味の素株式会社 会長	重 任
内 山 田 竹 志	トヨタ自動車株式会社 会長	重 任
大 竹 文 雄	大阪大学 感染症総合教育研究拠点特任教授	新 任
大 坪 文 雄	パナソニック株式会社 特別顧問	重 任
岡 田 明 重	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	重 任
小 川 英 治	東京経済大学 経済学部教授	重 任
翁 百 合	株式会社日本総合研究所 理事長	重 任
尾 崎 裕	大阪ガス株式会社 相談役	重 任
神 田 秀 樹	学習院大学 大学院法務研究科教授	重 任
ゲアハルト・ヴィースホイ	B. メッツラー・ゼール・ゾーン&Co. KGaA 無限責任パートナー	新 任
桜 井 恵 理 子	ダウ・ケミカル日本株式会社 社長	新 任
白 波 瀬 佐 和 子	東京大学 大学院人文社会系研究科教授	重 任
洲 崎 博 史	京都大学 大学院法学研究科教授	重 任
手 代 木 功	塩野義製薬株式会社 社長	重 任
内 藤 碩 昭	株式会社三菱UFJ銀行 名誉顧問	重 任
藤 原 健 嗣	旭化成株式会社 特別顧問	重 任
村 木 厚 子	津田塾大学 総合政策学部客員教授	重 任
村 田 啓 子	東京都立大学 大学院経営学研究科教授	重 任

[敬称略、五十音順、職業は2021年5月24日現在]

第5号議案

総代候補者選考委員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任総代候補者選考委員が任期満了となりますので、定款第24条の規定により次期総代候補者選考委員12名の選任をお願いいたします。

総代候補者選考委員候補者の選考基準は、生命保険事業および相互会社運営について深い関心と理解を持ち、選考委員として相応しい見識を有していること、公正・公平な観点から総代候補者を選考し、社員投票の管理を行うことができることとしており、当該選考基準にもとづく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりです。

氏 名	職 業	区 分
大 石 美 奈 子	消費生活アドバイザー	重 任
大 塚 紀 男	日本精工株式会社 相談役	重 任
黒 田 清 行	弁護士	新 任
桑 野 和 泉	株式会社玉の湯 社長	重 任
古 賀 信 行	野村ホールディングス株式会社 特別顧問	重 任
後 藤 元	東京大学 大学院法学政治学研究科教授	新 任
後 藤 澄 江	日本福祉大学 福祉経営学部教授	重 任
竹 濱 修	立命館大学 法学部教授	重 任
中 嶋 美 佳	主婦	重 任
藤 原 賢 哉	神戸大学 大学院経営学研究科教授	重 任
堀 内 光 一 郎	富士急行株式会社 社長	重 任
安 井 香 一	東邦ガス株式会社 会長	重 任

〔敬称略、五十音順、職業は2021年5月24日現在〕

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役中村克、牛島信、三浦惺、三笠裕司、藤本宣人、朝日智司、山内千鶴、岩崎裕彦、大神哲明の9氏が任期満了となり、また赤林富二、中島俊浩の2氏が任期途中で退任いたします。これに対し、取締役11名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

再任

氏名
なかむら まさる
中村 克

生年月日
1960年10月4日



●当会社における地位および担当

当会社代表取締役副社長執行役員

リーテイル部門、
ネットワーク事業部門、ホールセール部門、
販売スタッフ部門（営業教育、業務、損保業務、法人職域、
法人営業関係）担当
代理店営業本部、金融法人本部管掌
地域総括部長、人材育成推進本部長、損保業務推進本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当会社入社
2011年 3 月 執行役員
2015年 3 月 常務執行役員
2015年 7 月 取締役常務執行役員
2018年 3 月 取締役専務執行役員
2019年 3 月 代表取締役副社長執行役員

取締役候補者とした理由

中村氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2011年に執行役員に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2019年3月以降は代表取締役を務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

社外取締役

独立役員

●氏名
う し じ ま し ん
牛 島 信

●生年月日
1949年9月30日



●当会社における地位および担当

当会社取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1977年 4 月 東京地方検察庁検事
1978年 4 月 広島地方検察庁検事
1979年 4 月 弁護士登録（現在に至る）
アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所
1985年 4 月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設
2007年 1 月 当会社業務監視委員会委員長
2007年 7 月 当会社取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士

牛島総合法律事務所シニア・パートナー

株式会社朝日工業社監査役

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事長

社外取締役候補者とした理由等

牛島氏は社外取締役候補者です。

同氏は、法曹としての幅広い経験・見識を有しております。

当会社は、同氏に、取締役会および社外取締役委員会^(※)に出席いただき、同氏の経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当会社取締役としての貢献および当会社業務監視委員会（当会社の法令等遵守の状況、内部管理態勢および取締役による重要な職務の執行の監視等を行うために設置。2012年7月収束）委員長としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように法曹としての幅広い経験・見識、および当会社における実績も有しており、当会社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（107頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

（※）社外取締役委員会については、当会社の「コーポレートガバナンス基本方針」（108～110頁掲載）をご参照ください。

再任

社外取締役

独立役員

氏名
みうら
三浦 惺
ざとし

生年月日
1944年4月3日



●当会社における地位および担当

当会社取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1967年 4 月 日本電信電話公社
(現 日本電信電話株式会社) 入社
2002年 6 月 東日本電信電話株式会社代表取締役社長
2005年 6 月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長
中期経営戦略推進室長
2007年 6 月 同社代表取締役社長
2012年 6 月 同社取締役会長
2017年 7 月 当会社取締役 (現在に至る)
2018年 6 月 日本電信電話株式会社特別顧問 (現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

日本電信電話株式会社特別顧問
株式会社ひろぎんホールディングス取締役

社外取締役候補者とした理由等

三浦氏は社外取締役候補者です。

同氏は、日本電信電話株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験・見識を有しております。

当会社は、同氏に、取締役会および社外取締役委員会^(※)に出席いただき、同氏の経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当会社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」(107頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

(※) 社外取締役委員会については、当会社の「コーポレートガバナンス基本方針」(108～110頁掲載)をご参照ください。

新 任

社外取締役

独立役員

●氏 名

は ま だ じゅん い ち

濱 田 純 一

●生年月日

1950年3月14日



●略歴および重要な兼職の状況

1992年 4 月 東京大学社会情報研究所教授
1995年 4 月 同大学同研究所所長
2000年 4 月 同大学大学院情報学環教授
兼同大学大学院情報学環学環長
兼同大学大学院学際情報学府学府長
2005年 4 月 同大学理事
兼同大学副学長
2009年 4 月 同大学総長
2015年 6 月 同大学名誉教授（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

一般財団法人映画倫理機構代表理事
一般財団法人あかしこども財団理事長
公益財団法人放送文化基金理事長
公益社団法人国土緑化推進機構理事長

社外取締役候補者とした理由等

濱田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、学識経験者としての幅広い経験・見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会および社外取締役委員会^(※)に出席いただき、同氏の経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

また、同氏は、学識経験者として幅広い経験・見識を有しており、当会社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（107頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

（※）社外取締役委員会については、当会社の「コーポレートガバナンス基本方針」（108～110頁掲載）をご参照ください。

新任

氏名
鬼頭 誠司

生年月日
1962年11月3日



● 当会社における地位および担当

当会社副社長執行役員
(審議役(法人営業企画部))

● 略歴および重要な兼職の状況

1985年 4 月 当会社入社
2009年 3 月 調査部長
2010年11月 調査部長兼広報室長
2011年 3 月 調査部長
2012年 3 月 執行役員
調査部長委嘱
2014年 3 月 審議役(コンプライアンス統括部) 委嘱
2014年 7 月 取締役執行役員
2016年 3 月 取締役常務執行役員
2017年 4 月 取締役執行役員
審議役(システム企画部) 委嘱
(ニッセイ情報テクノロジー株式会社)
代表取締役社長
2017年 7 月 取締役退任
執行役員
審議役(システム企画部) 委嘱
(ニッセイ情報テクノロジー株式会社)
代表取締役社長
2019年 3 月 専務執行役員
2021年 3 月 副社長執行役員

取締役候補者とした理由

鬼頭氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門の業務に携わり、また当会社の子会社であるニッセイ情報テクノロジー株式会社の代表取締役社長として同社の経営経験を有する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2012年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
みかさ ゆうじ
三笠 裕司

生年月日
1963年9月7日



●当会社における地位および担当

当会社取締役専務執行役員

(総務スタッフ部門 (IT統括・推進関係)、
事務スタッフ部門 (サービス企画・業務・教育、
お客様サービス、引受、支払関係) 担当
お客様サービス本部長)

●略歴および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当会社入社
2007年 3 月 広電日生人壽保険有限公司総経理顧問
2008年 3 月 当会社国際業務部担当部長
兼総合企画部担当部長
2009年 3 月 主計部長兼総合企画部担当部長
2011年 3 月 静岡支社長
2013年 3 月 執行役員
総合企画部長兼 ERM推進室長委嘱
2014年 3 月 総合企画部長委嘱
2017年 3 月 常務執行役員
2017年 7 月 取締役常務執行役員
2020年 3 月 取締役専務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役

取締役候補者とした理由

三笠氏は、入社以来、主に海外事業部門や総務スタッフ部門の業務に携わり、また海外駐在や支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2013年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
ふじもと のぶと
藤本 宣人

生年月日
1962年10月27日



●当会社における地位および担当

当会社取締役専務執行役員

(総務スタッフ部門 (秘書、関連事業、人事、総務関係) 担当)

●略歴および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当会社入社
2008年 3 月 株式部長
2012年 3 月 渋谷支社長
2014年 3 月 執行役員
調査部長委嘱
2017年 3 月 審議役 (コンプライアンス統括部) 委嘱
2017年 7 月 取締役執行役員
2018年 3 月 取締役常務執行役員
2021年 3 月 取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

藤本氏は、入社以来、主に資産運用部門や総務スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2014年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
あさ ひ さ と し
朝日智司

生年月日
1963年6月29日



●当会社における地位および担当

当会社取締役専務執行役員
(資産運用部門(有価証券、特別勘定運用関係)、
総務スタッフ部門(企画、グループ事業推進、
広報、調査、本店企画広報、主計関係)担当)

●略歴および重要な兼職の状況

1987年4月 当会社入社
2008年3月 総合企画部担当部長
2010年3月 営業企画部長兼総合企画部担当部長
2011年3月 営業企画部長兼営業人事部長
2013年3月 東京中央総合支社長
2014年3月 執行役員
東京中央総合支社長委嘱
2016年3月 代理店営業副本部長兼金融法人副本部長委嘱
2017年3月 お客様サービス本部長委嘱
2017年7月 取締役執行役員
2018年3月 取締役常務執行役員
2021年3月 取締役専務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社取締役
大樹生命保険株式会社取締役

取締役候補者とした理由

朝日氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門や販売スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2014年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
やま うち ち づる
山内千鶴

生年月日
1957年2月25日



●当会社における地位および担当

当会社取締役常務執行役員
(総務スタッフ部門(オリンピック・パラリンピック推進、
企画総務、CSR推進、健康経営推進関係)担当
健康経営推進本部長)

●略歴および重要な兼職の状況

1975年4月 当会社入社
2009年3月 輝き推進室長
2014年3月 サービス企画部担当部長
2015年3月 執行役員
CSR推進部長委嘱
2018年3月 健康経営推進本部長兼CSR推進部長
兼審議役(総合企画部)
兼審議役(健康管理室)委嘱
2019年3月 常務執行役員
2019年7月 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

山内氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門や事務スタッフ部門の業務に携わる等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2015年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新 任

●氏 名
と だ か ず ひ で

戸 田 和 秀

●生年月日

1963年6月10日



●当会社における地位および担当

当会社常務執行役員

(審議役 (海外保険事業部)、審議役 (国際投資部))

●略歴および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当会社入社

2006年 3 月 ニッセイアセットマネジメント株式会社

企画総務部担当部長兼経営企画室長兼広報室長

2007年 3 月 当会社金融投資部長

2009年 3 月 国際業務部長

2012年 3 月 財務第一部長

2014年 3 月 アジア総支配人兼審議役 (国際業務部)

2015年 3 月 執行役員

アジア総支配人兼審議役 (国際業務部) 委嘱

2018年 3 月 審議役 (資金証券部) 委嘱

2018年 7 月 取締役執行役員

2019年 3 月 取締役常務執行役員

2020年 3 月 取締役執行役員

審議役 (海外保険事業部)

兼審議役 (海外事業企画部) 委嘱

(MLC Limited Executive Director)

2020年 7 月 取締役退任

執行役員

審議役 (海外保険事業部)

兼審議役 (海外事業企画部) 委嘱

(MLC Limited Executive Director)

2021年 3 月 常務執行役員

(MLC Limited Executive Director)

〈重要な兼職の状況〉

MLC Limited Executive Director

取締役候補者とした理由

戸田氏は、入社以来、主に海外事業部門や資産運用部門の業務に携わり、また当会社の子会社である MLC Limited等における海外駐在も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2015年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新 任

氏 名
おお さわ あき こ
大澤 晶子

●生年月日
1965年10月12日



●当会社における地位および担当

当会社執行役員
(審議役(資金証券部))

●略歴および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当会社入社
2009年 3 月 企画総務部担当部長兼 C S R 推進室長
2010年 3 月 企画総務部担当部長
2011年 3 月 金融法人第二部担当部長
2014年 3 月 ロンドン事務所長
2016年 3 月 本店企画広報部長
2018年 3 月 執行役員
リスク管理統括部長委嘱
2021年 3 月 審議役(資金証券部) 委嘱

取締役候補者とした理由

大澤氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門や金融法人部門の業務に携わり、また海外駐在も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2018年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各取締役候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中村克氏、牛島信氏、三浦惺氏、鬼頭誠司氏、三笠裕司氏、藤本宣人氏、朝日智司氏、山内千鶴氏、戸田和秀氏および大澤晶子氏は、現在、当会社の取締役または執行役員であり、当会社は、10氏を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当会社が全額負担しております。また、濱田純一氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当会社は、当該保険契約を2021年7月2日に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当会社は牛島信氏および三浦惺氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、2氏の再任が承認された場合、当会社は2氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。また、濱田純一氏の選任が承認された場合、当会社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 牛島信氏は、2007年7月より、当会社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって14年となります。
- なお、同氏がシニア・パートナーを務める牛島総合法律事務所は、当会社から法律相談その他法律事務の委嘱を受けており、当該法律相談その他法律事務に係る報酬を過去2年間に受けておりました。
6. 三浦惺氏は、2021年6月の東急不動産ホールディングス株式会社の株主総会決議により同社取締役に就任する予定です。
7. 三浦惺氏は、2017年7月より、当会社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって4年となります。
8. 三浦惺氏は、当会社の特定関係事業者（主要な取引先）であった日本電信電話株式会社において、2018年6月まで取締役会長でありました。
9. 戸田和秀氏は、2021年5月のMLC Limitedの取締役会決議に基づき、同社における役職が、今回の当会社の定時総代会終結の時までに、Executive DirectorからNon-Executive Directorに変更される予定です。

今回の定時総代会終結の時をもって、監査役但木敬一氏が任期満了となります。これに対し、監査役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

再任

社外監査役

独立役員

氏名
ただき けい いち
但木 敬一

生年月日
1943年7月1日



●当会社における地位

当会社監査役

●略歴および重要な兼職の状況

2002年1月 法務事務次官
2004年6月 東京高等検察庁検事長
2006年6月 検事総長
2008年6月 検事総長退任
2008年7月 弁護士登録（現在に至る）
2009年7月 当会社監査役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士
株式会社ミロク情報サービス監査役
株式会社アール・エス・シー取締役

社外監査役候補者とした理由等

但木氏は社外監査役候補者です。

同氏は、法曹としての経歴を通じて培った法律・コンプライアンス等の視点も含めた幅広い見識を有しております。その見識に基づく監査を期待したため、また、同氏の当会社監査役としての貢献にも鑑み、同氏を社外監査役候補者といたしました。

同氏は、このように法曹として幅広い経験・見識、および当会社における実績も有しており、当会社の社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（107頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 但木敬一氏と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 但木敬一氏は、現在、当会社の監査役であり、当会社は、同氏を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当会社が全額負担しております。なお、当会社は、当該保険契約を2021年7月2日に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当会社は但木敬一氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当会社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。
5. 但木敬一氏は、2009年7月より、当会社の社外監査役に就任しており、社外監査役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって12年となります。

＜ご参考＞

当会社の「社外役員の独立性判断基準」（2015年10月21日制定）は以下のとおりです。

社外役員の独立性判断基準

- 1 当社は、以下の各号に掲げる事項のいずれにも該当しない社外取締役または社外監査役を、独立役員とする。
- (1) 直近3事業年度において、当社との取引による売上高がその年間連結売上高の2%もしくは1億円のいずれか高い額を超える者またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、使用人その他これらに類する者をいう。以下同じ。）
- (2) 直近3事業年度において、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
- (3) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合その他の団体である場合を除く。）
- (4) 当社の会計監査人またはその社員等
- (5) 直近3年間に前4号に掲げる事項のいずれかに該当していた者
- (6) 以下のイからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者については、重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
- イ 前5号に掲げる事項のいずれかに該当する者
- ロ 当社の実質子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合には、業務執行者でない取締役および会計参与を含む。）
- ハ 直近3年間に前ロまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合には、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- (7) その他、前6号に掲げる事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 2 前項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役または社外監査役については、独立役員とする。

コーポレートガバナンス基本方針

第Ⅰ章 総則

第1条（目的）

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めることとする。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表することとする。

第3条（改廃）

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

第Ⅱ章 機関構成の考え方

第4条（機関構成の考え方）

- 1 当社は、監査役会設置会社を選択し、特定の業務分野を担当する取締役が全事業領域を分担する体制とすることで、取締役会が執行現場の実情を直視した監督・意思決定機関として機能することを確保するとともに、取締役会から独立し、かつ独任制の機関である監査役によって実効的な監査機能を確保することとする。
- 2 当社は、経営に対する客観的な視点からの牽制および助言を確保するため、社外監査役に加えて複数名の社外取締役を選任する。また、その幅広い知見の経営への活用および経営の更なる透明性の確保の観点から、社外取締役委員会を設置し、取締役会における監督機能および執行機能の高度化を図ることとする。

第Ⅲ章 取締役および取締役会等

第5条（取締役および取締役会の任務）

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- 2 各取締役は、各々の経験および見識を活かし、取締役会の一員として、前項に定める取締役会の任務の遂行に参画する。これに加えて、各業務執行取締役は、取締役会の委任に基づき、各々の担当する業務分野における業務執行の決定および業務執行を行う。

第6条（取締役会の構成）

取締役会は、25名以内の取締役から成り、当社の幅広い事業領域ならびに客観的な視点からの牽制および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験および見識の多様性を確保することとする。このうち2名以上を、別に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員である社外取締役とする。

第7条（取締役の選任）

- 1 前条に定める取締役会の構成に基づく取締役候補者の選定基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること。
 - (2) 社外取締役（保険業法に定める社外取締役の定義に該当しない取締役で、実質的にそれと同等の性質を有すると認められるものを含む。以下この項において同じ。）候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
 - (3) 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること。
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第8条（取締役の解任等）

- 1 社外取締役委員会は、取締役が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに役付取締役および代表取締役の解職の要否について審議を行う。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 取締役としての任務について重大な懈怠があった場合
 - (3) 著しい業績不振が相当期間継続した場合
 - (4) 取締役としてふさわしくない非行があった場合
 - (5) 心身の故障等、取締役としての職務遂行が困難となった場合
 - (6) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項の規定による審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。役付取締役および代表取締役の解職は、前項の規定による審議を経て、取締役会が決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに役付取締役および代表取締役の解職を行うことができる。

第9条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するに当たっては、第7条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案することとする。

第10条（取締役の報酬等）

- 1 取締役の報酬等は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各取締役の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等および第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査を踏まえた適切な水準で支給することとする。
- 2 取締役の報酬等は、前項に定める基本的な考え方に基づき、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が決定する。

第11条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

第12条（社外取締役委員会の任務）

社外取締役委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役、執行役員および監査役の選任等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項ならびにその他の経営に関する重要事項について総合的見地から審議し、その結果を取締役に答申する。

第13条（社外取締役委員会の構成）

社外取締役委員会は、すべての社外取締役およびその他取締役会の決議によって選定された取締役から成り、その過半数および委員長を業務執行取締役以外の取締役とする。

第Ⅳ章 監査役および監査役会

第14条（監査役および監査役会の任務）

- 1 各監査役は、各々の経験および見識を活かし、独任制の機関として、取締役会および経営会議等の重要な会議への出席ならびに能動的・積極的な権限の行使等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行う。
- 2 監査役会は、監査役監査に関する基準、方針および計画の策定等を通じ、組織的かつ効率的な監査の実施に資することとする。

第15条（監査役の構成）

監査役は、その員数を6名以内とし、監査役全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保することとする。このうち半数以上を社外監査役とし、社外監査役は、その2名以上を別に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員である者とする。

第16条（監査役の選任）

- 1 前条に定める監査役の構成に基づく監査役候補者の選定基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める監査役の適格性を満たしていること。
 - (2) 社外監査役候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
 - (3) 社外監査役候補者以外の監査役候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること。
- 2 監査役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議および監査役会の同意を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第17条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 当社は、監査役の再任可否を判断するに当たっては、前条第1項に定める監査役候補者の選定基準に加え、当該監査役の監査役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案することとする。

第18条（監査役の報酬等）

- 1 監査役の報酬等は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各監査役の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準で支給することとする。
- 2 監査役の報酬等は、前項に定める基本的な考え方にに基づき、監査役の協議により決定する。

第V章 取締役および監査役に対する支援およびトレーニング

第19条（取締役および監査役に対する支援）

- 1 当社は、取締役および監査役がその任務を実効的に果たすことを確保するため、取締役会、監査役会およびその他の会議体に対し必要な事項を適時・適切に付議するとともに、各組織の判断に基づきまたは取締役もしくは監査役の求めに応じて、取締役および監査役に対し必要な情報の提供を行うこととする。
- 2 当社が社外取締役および社外監査役に対する情報の提供を円滑に行うため、社外取締役については秘書部および総合企画部が、社外監査役については監査役室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

第20条（取締役および監査役に対するトレーニング）

当社は、取締役および監査役がその任務を適切に果たすことに資するため、取締役および監査役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供することとする。

第VI章 社員との対話、情報開示

第21条（総代その他の社員との対話）

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組を通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進することとする。

第22条（情報開示）

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時・適切かつ積極的に情報開示を行う。

「コーポレートガバナンス基本方針」第2条第2項で、作成し公表する旨を定めております「コーポレートガバナンスに関する報告書」は当会社ホームページ（https://www.nissay.co.jp/redirect/from_sodaikai_giji.html）にてご覧いただけます。



NISSAY